

奈良市次世代育成支援行動計画

《後期》
(平成22年度～平成26年度)



平成22年3月
奈良市

はじめに

子育て不安ゼロのまち

『奈良市次世代育成支援行動計画（前期）』（平成 17 年 3 月）策定後 5 年が経過しましたが、今日の不安定な経済社会状況をはじめ、深刻化する急速な少子化の進行、晩婚化や晩産化の進行、待機児童の解消、家庭や地域の子育て力低下や児童虐待など安全面の問題など子どもをめぐる様々な課題は依然存在しており、これらの課題に対する早急な取り組みが求められています。



子どもたちの笑顔は、親や家庭のみならず地域全体の未来を輝かせるみんなの宝物です。親が子育てに喜びや楽しみを感じ、また、子どもや親が地域の愛情を感じてのびやかに育つまちを目指し、これまで取り組んできた行動計画を見直し、今後 5 年間の後期行動計画として『奈良市次世代育成支援行動計画（後期）』を策定いたしました。

また、私が掲げた政策である駅前保育所の設置や、既存の市立保育園、幼稚園における病児保育や延長保育など、多様な保育ニーズへのサービスの拡充をはじめとする具体的な施策を積極的に推進することにより、子育て家庭はもとより、次世代を担う子どもたちへの支援を充実し、市民の皆さんが安心して、これからも奈良の街に住み続けたいと感じる環境づくりに努めます。

最後に、アンケート調査・パブリックコメント等により、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆さま、並びに計画策定にご尽力いただいた関係者の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

奈良市長

仲川 けん

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 策定の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 前期行動計画の経緯	6
第 2 章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本方針	8
3 基本目標	9
4 施策体系	10
第 3 章 行動計画	12
基本目標 1 子どもを安心して楽しく育てられるまち	12
1 - 1 仕事と子育ての両立支援の充実	12
待機児童解消に向けて	16
1 - 2 子育てに関する相談および経済的支援の充実	18
1 - 3 様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実	21
基本目標 2 子どもがいきいきと心豊かに育つまち	25
2 - 1 豊かな心、未来をひらく力を育む保育・教育の創造	25
2 - 2 遊びや多様な活動への支援	29
基本目標 3 地域で子どもや子育てを支援するまち	32
3 - 1 地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進	32
3 - 2 地域の子育て支援機能の強化	35
基本目標 4 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち	38
4 - 1 健康づくり、母子保健、医療施策の充実	38
4 - 2 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進	43
◎具体事業 目標値一覧	46

◎ライフステージに合わせた施策展開	53
第4章 計画の推進体制	57
1 庁内体制の整備	57
2 家庭・地域における取り組みや活動との連携	57
3 市民および企業等への広報・啓発	57
4 計画の進行管理（P D C A構築方法）	58
参考資料	
資料1 子どもや子育ての現状	59
1 少子高齢化の動向	59
2 子育てを取り巻く状況	63
資料2 計画策定に関する資料	69
1 奈良市少子化対策推進本部設置要領	69
2 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	72
3 地域協議会委員名簿	73
4 計画策定の経過	74
5 後期行動計画に新たに取り入れた事業	75
6 後期行動計画に移行しなかった事業	79

第1章 計画策定にあたって

1 策定の目的

わが国の出生数は、年々減少し続けています。戦後の第一次ベビーブーム（昭和22～24年）には毎年約260万人の子どもが生まれていましたが、平成20年現在では約109万人となっています。また、女性が一生の間に出産する子どもの数を表した合計特殊出生率の推移をみると、昭和22年には4.54であったものが、平成20年には1.37となっています。全国的に進む少子高齢化の中においても奈良市（以下「本市」という。）はこの傾向が顕著です。この少子化の事態は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題を生じさせ、社会経済全体への様々な影響が懸念されています。

わが国の少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、緊急保育対策等5か年事業」の策定、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」、新エンゼルプラン」など、様々な対策を実施してきました。平成14年9月には、「子育てと仕事の両立支援」を中心とした従来の取り組みから「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代育成支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱として、「少子化対策プラスワン」が示され、これを踏まえ少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示されました。さらに、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」、続いて児童福祉法が改正され、今後10年間における集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本市においては、「奈良市児童育成計画」を引き継ぎ、平成17年3月に、「奈良市次世代育成支援行動計画（前期）」（以下「前期行動計画」という。）を策定しました。

その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成19年12月に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。さらに、平成20年2月には、「希望するすべての人

* 合計特殊出生率：1人の女性が一生の間は何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。この数値が、おおむね2.08を下回ると、将来、人口が減少すると言われている。

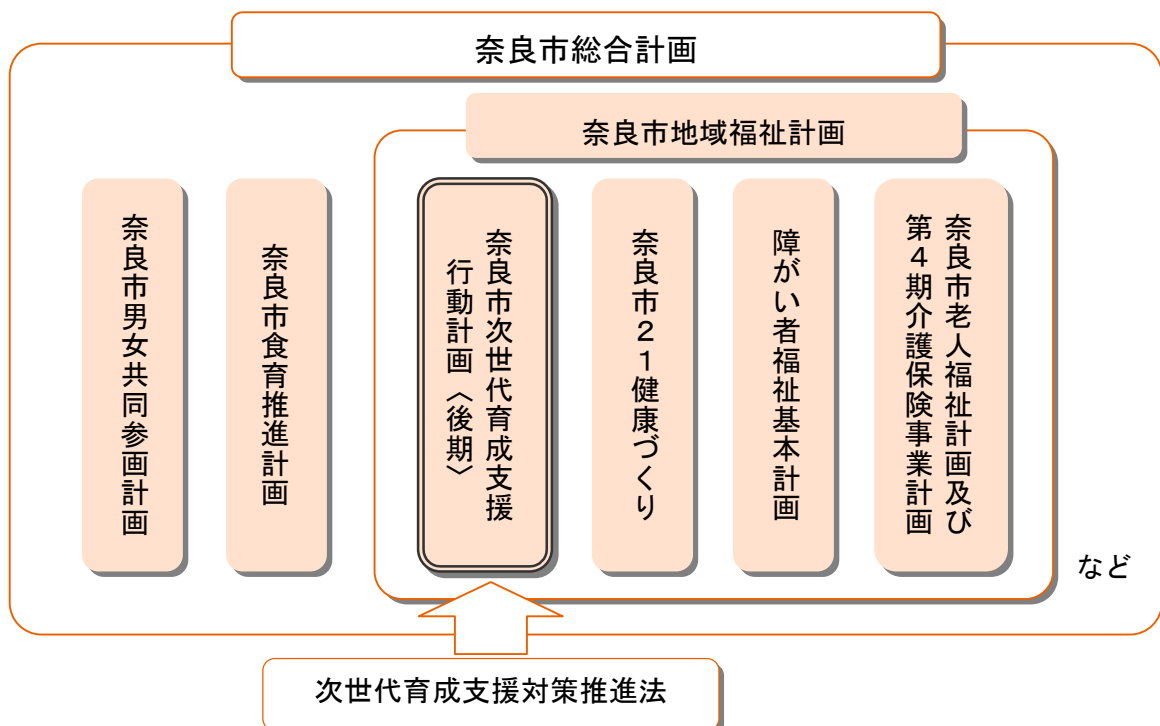
が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どもがいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

こうした流れを受け、本市においても前期行動計画の策定以降も、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、目標年度の間年これまでの前期行動計画の取り組みを見直し、「奈良市次世代育成支援行動計画（後期）」（以下「後期行動計画」という。）を新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、奈良市総合計画や地域福祉計画を上位計画とし、関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



3 計画の対象

本計画は、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とします。なお、「子ども」とは、児童福祉法に基づく「満 18 歳未満」としますが、主な施策の対象は、義務教育終了前の児童を中心としています。

4 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成 17 年度から 5 年を 1 期とした行動計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、2 回目に策定される行動計画（後期計画）であり、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とします。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
第3次総合計画(H13~H22 年度)									
前期行動計画(H17~H21 年度)						第4次総合計画(H23~H32 年度)			
				見直し	後期行動計画(H22~H26 年度)				

5 計画の策定体制

5-1 奈良市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

次世代育成支援対策に関する基礎資料を得るため、「奈良市次世代育成支援に関するニーズ調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施し、子育ての実態や意見、要望の把握を行いました。

調査対象

市内の就学前児童(0～5歳)の保護者から2,381人、就学児童(1～6年生)の保護者から2,449人、合計4,830人を無作為に抽出しました。

調査期間・方法

平成20年11月21日に発送し、平成20年12月9日までを期間とし、郵送による配布、回収を行いました。

回収状況

保護者	調査対象数	有効回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	2,381	1,148	48.2%
就学児童(1～6年生)	2,449	1,251	51.1%
合計	4,830	2,399	49.7%

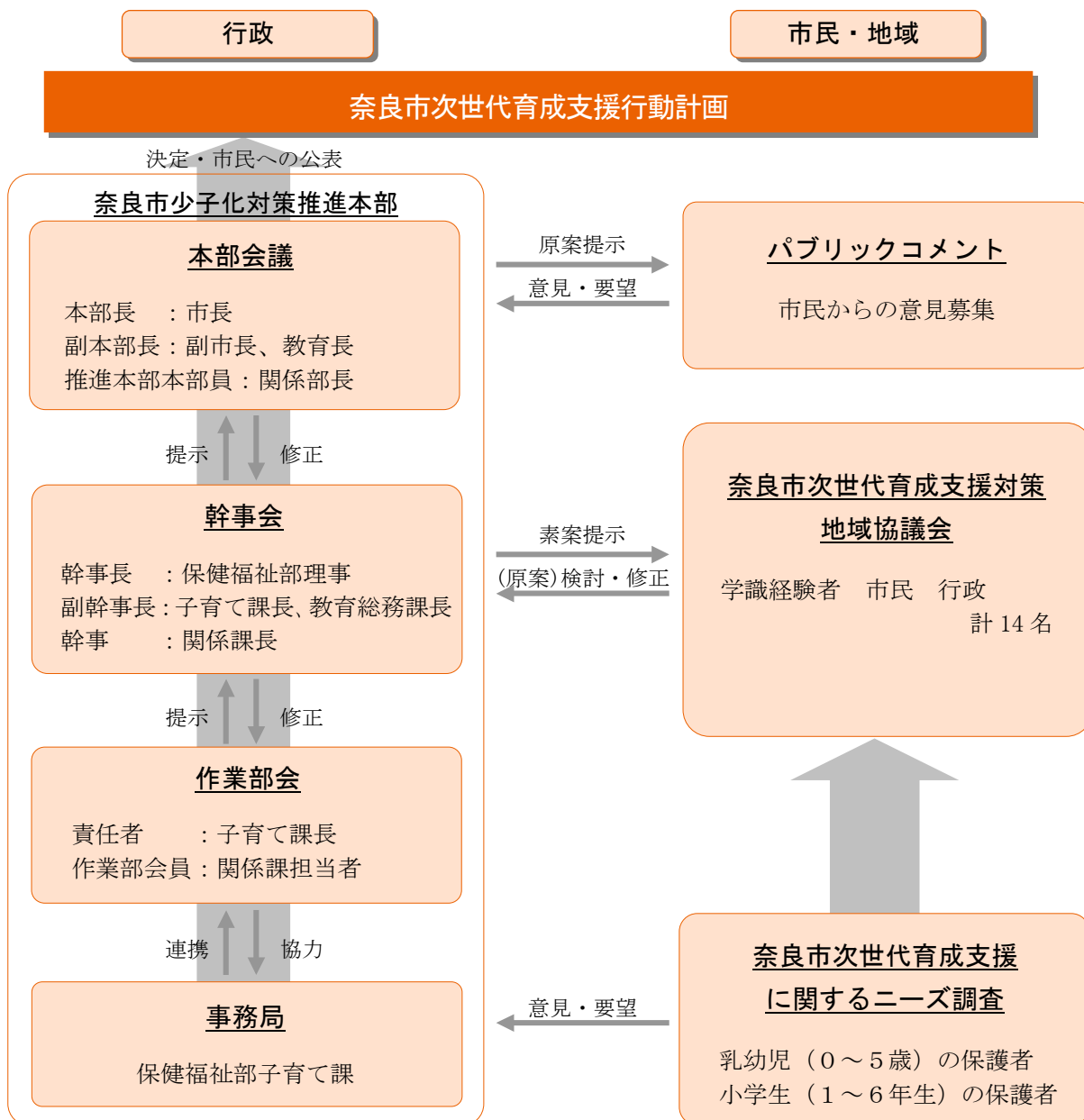
5-2 「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」の設置

前期計画については、行政関係機関や市民、学識経験者等で構成する「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、各年度の事業の進捗管理を行ってきました。後期計画策定にあたり、この「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」からご意見をいただきました。

5-3 行政機関の体制の整備

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、「奈良市少子化対策推進本部」を活用し、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

後期行動計画の策定体制



6 前期行動計画の経緯

本計画策定は、国より示されている行動計画策定指針、後期行動計画策定の手引き等を勘案し、策定しました。

また、「奈良市次世代育成支援行動計画」は、平成17年度から前期計画として取り組んできました。その取り組み内容や現状・課題を検証した上で、本市の特性を踏まえた計画を策定し、後期計画へと移行します。

①前期計画の策定背景及び国の動向

②前期計画（平成17～21年度）

基本理念 「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」

基本方針1. 子ども一人ひとりの最善の利益を優先する

基本方針2. 子どもとふれあう体験を通じて、おとなも豊かになれるまちをめざす

基本目標1 子どもを安心して楽しく育てられるまち

基本目標2 子どもがいきいきと心豊かに育つまち

基本目標3 地域で子どもや子育てを支援するまち

基本目標4 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち

③前期計画の検証

次世代育成支援に関する ニーズ調査

就学前児童・就学児童の保護者を対象とし、市民の子育てに関する意見・要望を把握する

地域協議会から の意見

奈良市次世代育成支援全般に関わる視点と各委員が関わる分野の視点からの意見

所管課による事業進捗調査

- 平成17～20年度事業の評価
- 平成21年度の実施見込み
- 新規事業

子どもや親を取り巻く現状・課題

④後期計画の策定（前期計画の見直し）

計画の体系に基づく現状・課題、方向性

平成26年度までの具体的事業の行動計画

- 新たな課題に基づく既存事業の見直し
- 新規事業の位置づけ

特定事業の目標事業量の設定

*国に対して目標事業量の数値報告が義務付けされている事業

⑤奈良市次世代育成支援行動計画（後期）（平成22～26年度）

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての人の尊厳と平等が保障され、権利が認められることが、自由で平和な未来を築く基礎となります。

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として大切に育てられる必要があります。

そこで、奈良市では、次に掲げる事項を踏まえて基本理念を位置づけ、実現に向けて取り組みます。

1. 子どもの人権を尊重し、明日の奈良市を担う子どもたちが、豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら、自分で未来をひらく力を身につけられるまちづくりをめざします。
2. 子どもたちがすこやかに育ち、その笑顔が輝き続けることができるように、安心して子どもを生き育て、子育てに喜びや希望を感じられる社会をめざします。

さらに、本計画では、深刻化する急速な少子化の進行に歯止めをかけるため、新たな少子化への対応を視野に入れ、子育て支援施策を横断的・総合的に推進していきます。

「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」

— 子どもたちの笑顔が輝^{ひか}るまちづくり —



2 基本方針

基本方針1．子ども一人ひとりの最善の利益を優先する

子どもたちの笑顔は、親や家庭のみならず地域全体の未来を輝かすみんなの宝物です。そのために、子育て支援策は、子ども一人ひとりの最善の利益を尊重し、子どものすこやかな育ちと、その生活が保障されることを念頭に置きます。そのうえで、育児不安、児童虐待、不登校、いじめなどの課題に対し、「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、子どもの成長に応じて、多様なニーズに対応した取り組みを展開することが必要です。

基本方針2．子どもとふれあう体験を通じて、おとなも豊かになれるまちをめざす

子どもがすこやかに育つためには、親や家族、地域の温かい愛情や支援が必要となります。中学生や高校生は、子どもとふれあう体験を通じて、子どもを生み育てることの喜びや感動を感じ、次代の親となるための段階に進みます。さらに、子育て期、中高年期には、各段階に応じて多様な生き方を選択することで、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担いながら、おとなの心も豊かにするまちづくりを進めます。

3 基本目標

基本目標 1. 子どもを安心して楽しく育てられるまち

すべての子育て家庭が適切な支援を受けたり、子育てにかかるあらゆる負担を軽減したりすることで、子どもを安心して育て、子どもとのふれあいの中から、喜びと楽しさを感じられるまちをめざします。

基本目標 2. 子どもがいきいきと心豊かに育つまち

子どもたちの豊かな感性や自主性を育み、健康で基本的な生活習慣を身につける保育および教育を推進するとともに、遊びや多様な体験活動、仲間同士や世代間交流の人間関係などを通じて、問題を解決する力や人を思いやる心を育むまちをめざします。

基本目標 3. 地域で子どもや子育てを支援するまち

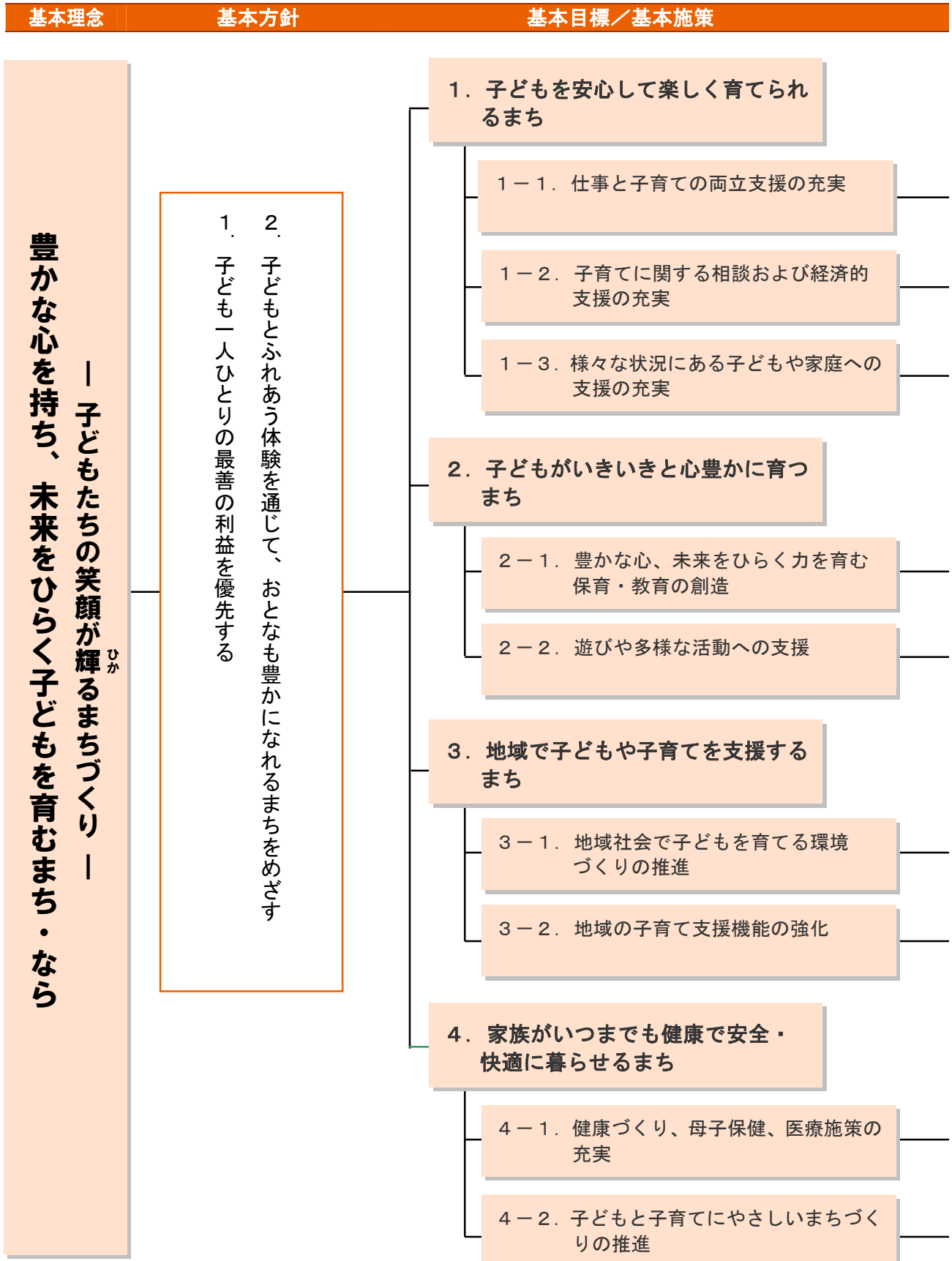
子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、子どもや子育てに関する様々な課題を地域全体の課題としてとらえ、地域住民が協働して解決に取り組み、地域全体で子どもや子育てを支援するまちをめざします。また、地域の子どもの交流などを通じて、子育て体験が少ない若い世代が将来、子どもをもつことに夢や希望を感じられるまちをめざします。

基本目標 4. 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち

母子保健や医療施策の推進をはじめとして、乳幼児や保護者の様々な各ライフステージを通じた健康づくりを積極的に進めるとともに、子どもの成長などによる多様なニーズに応じたゆとりある居住空間や子ども・子育て家庭にやさしい生活環境、防犯、交通安全の確保など、家族がいつまでも健康で安全、快適に暮らせるまちをめざします。

* ライフステージ：乳児期、幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期という加齢に伴う変化を生活周期（ライフサイクル）といい、生活周期の各段階をライフステージと呼ぶ。

4 施策体系



主な個別施策

主な担当課

- (1) 男女共同の子育ての促進
- (2) 多様な子育て支援サービスの充実

男女共同参画課、子育て課、保育課、商工労政課、教育企画課、学校教育課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

- (1) 子育てに関する相談体制の整備、学習機会の拡充
- (2) 子育て家庭への経済的な支援の充実

生涯学習課、男女共同参画課、福祉医療課、子育て課、保育課、教育企画課、学校教育課、学務課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

- (1) ひとり親家庭への支援の充実
- (2) 障がいのある子どもまたは保護者、その家庭への支援の充実
- (3) 児童虐待防止などの取り組み

障がい福祉課、子育て課、保育課、健康増進課、住宅課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

- (1) 豊かな感性を育て、ゆとりある保育環境の充実
- (2) 豊かな人間性と「生きる力」を育む学校（園）教育の充実
- (3) 児童の不安や悩み、心の問題への対応の充実

生涯学習課、保育課、保健予防課、教育総務課、学校教育課、学務課、青少年指導課

- (1) 子どもにとって魅力ある遊び環境の創造
- (2) 体験活動、学習活動の充実
- (3) スポーツ、芸術、文化などの振興

文化・スポーツ振興課、生涯学習課、保育課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

- (1) 地域ぐるみの子育て支援の充実
- (2) 地域の子育て支援活動の充実

生涯学習課、子育て課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

- (1) 地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進
- (2) 地域ぐるみの交通安全、防犯活動の推進

交通政策課、学校教育課、青少年指導課

- (1) 健康づくり、健康教育の拡充
- (2) 妊産婦と子どもの健康管理の充実
- (3) 医療体制の充実、保健施設等の整備

病院事業課、保育課、保健予防課、健康増進課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

- (1) 子どもと子育てにやさしい居住環境づくりの推進
- (2) 子どもと子育てにやさしい生活環境づくりの推進

男女共同参画課、子育て課、道路維持課、住宅課、奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

第3章 行動計画

1 子どもを安心して楽しく育てられるまち

1-1. 仕事と子育ての両立支援の充実



①男女共同の子育ての促進	ア) 男性の家庭参画に向けた事業の展開 イ) 父親の積極的な育児参加に向けた事業の展開	男女共同参画課 子育て課
②多様な子育て支援サービスの充実	ア) 待機児童解消などに向けた保育所と幼稚園の連携 イ) 多様な働き方に対応した子育て支援サービスの実施 ウ) 子育て不安や負担を解消するための子育て支援サービスの実施 エ) 駅前保育所の設置	保育課 商工労政課 教育企画課 学校教育課 奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)

1-1 仕事と子育ての両立支援の充実

現状と課題

わが国では、諸外国に比べ、父親が育児・家事に費やす時間が、突出して少ないことが指摘されています。子どもの健全な育ちには、母親の就労の有無にかかわらず、父親が親としての役割を果たすことが重要であり、社会全体でそれを応援する必要があります。

本市では、前期行動計画や男女共同参画計画のもと、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識をなくす取り組みを進めてきました。しかし、子どもへの関わり方がわからないという父親もいるため、引き続き、男性の家庭への意識を高める必要があります。

また、本市の専業主婦率は全国平均と比べ高くなっています。しかし、近年の女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増え、現在就労していない母親も潜在的な就労意向を持つ人が多く、待機児童がいる地域もあります。そのため、地域の児童数に応じた保育所の配置を検討しつつ、保護者の勤務時間などの保育ニーズに対応する必要があります。また、アンケート調査でも、仕事と子育てを両立させる上で、保護者自身が病気やけがをした時や子どもが病気になったときに代わりに面倒をみる人がいないことが大変だと感じている人が多く、さらに急用がきたり、育児疲れ解消のための一時保育など保育サービスのニーズが多様化しています。これらの現状から、子育ての不安や負担を軽減し、保護者の就労の有無に応じた、地域における子育て支援サービスの提供を検討することが求められています。

施策の方向性

- ①男女共同の子育ての促進
 - ア) 男性の家庭参画に向けた事業の展開
 - イ) 父親の積極的な育児参加に向けた事業の展開
- ②多様な子育て支援サービスの充実
 - ア) 待機児童解消などに向けた保育所と幼稚園の連携
 - イ) 多様な働き方に対応した子育て支援サービスの実施
 - ウ) 子育て不安や負担を解消するための子育て支援サービスの実施
 - エ) 駅前保育所の設置

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 男女共同の子育ての促進		
男性の家庭参画セミナー（奈良市男女共同参画計画）	①両親子育て実践講座：夫婦を対象に、妻の妊娠から出産、乳幼児期の子育てについて理解を深めてもらいます。 ②夫婦クッキング講座：夫婦が共同でクッキングをすることにより、男性の家庭参画を推進します。 ③父子クッキング講座：父親と子どもがクッキングを通して、親子のふれあいや父親の家庭参画の意識づくりを図ります。 ④男の生き方講座：男性が豊かに生きる方法を探るため、パートナーや家族とのコミュニケーションを良好に図る方法などを考えます。 ⑤男性のための実践家事講座：男性が料理をすることで生活自立をし、豊かに生きる方法を探り、家族とのコミュニケーションを図ります。	男女共同参画課
仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めるセミナーや説明会の開催を支援します。	商工労政課
人権教育推進のための副教材の配付	学校における人権教育の推進を図るため、副教材として人権教育テキスト「なかま」を小・中・高校生に配付し、活用を図っています。	学校教育課
女性の健康増進講座	家事、育児、仕事等により生じる女性の心身のストレスを解消し、健康増進を図るための講座を開催します。	男女共同参画課
② 多様な子育て支援サービスの充実		
保育所のサービス評価の実施	保育所に第三者評価を導入し、保育サービスの質の向上を目的として、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を、保護者や子どもの視点から見直し改善します。	保育課
通常保育事業	保育所において、保護者の労働又は疾病などにより、保育に欠ける乳児又は幼児を預かり、保育します。	保育課
延長保育事業	公立保育園においても、11時間の保育所開所時間を越えて、1時間の延長保育を実施し、民間保育所においても更なる延長保育の実施を目指します。	保育課
休日保育事業	保育所において、日曜・祝日などに保護者の勤務などで保育に欠ける乳児又は幼児がいる場合に、その児童を預かり、保育します。	保育課
病児・病後児保育事業	保育所に通っている児童が病氣中であっても、症状の急変が認められない場合は、専用スペースで一時的に保育する病児保育を新たに実施することにより、病児・病後児保育の充実を図ります。	保育課
一時預かり事業	専業主婦等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い育児が断続的に困難となる場合に、一時的に児童を預かり、保育します。	保育課
放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、バンピーホーム内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。	保育課

事業名	事業内容	担当課
夜間保育事業	保育所において、夜間、保護者の就労などで保育に欠ける乳児又は幼児がいる場合に、その児童を預かり、保育します。	保育課
園庭開放	保育所において、在園児以外（0歳児から3歳児）の親子を対象に遊び方を教えたり、保育園児との交流を行ったりします。子育てについての相談に応じます。	保育課
駅前保育所の設置	待機児童解消に向けて、駅前保育所を設置します。	保育課
子育て短期支援事業	ショートステイ事業：緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を1週間を限度として預かり、養育・保護を行います。 トワイライト事業：仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6か月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。	子育て課
子育てサークル交流会の実施	子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援するため、サークル同士のネットワーク作りや情報の交換、親育ちのための学習会を行います。	子育て課
幼稚園における預かり事業	幼稚園での通常の教育時間外に、希望する園児を対象に、預かり保育を実施しています。	学校教育課
地域に開かれた幼稚園づくりの推進	地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎の開放や未就園児の親子登園を実施しています。	学校教育課
ファミリー・サポート・センター事業	「残業で保育所に子どもを迎えにいけない。」「美容院、買物、病院通いなどの間、子どもを預かってほしい。」など、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員登録し、会員相互の有償での援助活動の連絡調整を行い支援します。	子育て課
認定こども園制度の導入	多様化する保育ニーズへ対応するため、認定こども園制度を導入し、保護者負担の軽減と子どもの健全育成に努めるとともに、子育て相談に応じるなど地域の子育て支援の拠点とします。 <保育所型> 保育所において保護者の就労の有無に関わらず、施設の利用が可能となります。 <幼稚園型> 幼稚園において、預かり保育及び3歳児保育や専任教員による未就園児保育を実施します。	教育企画課 保育課 子育て課
公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上講座・教室（市民対象）	奈良市生涯学習財団（生涯学習課）

◎ 待機児童解消に向けて

現状と課題

平成20年2月、国において「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開しています。本市では、保育所新設・増改築等による定員増を実施してきましたが、保育所ニーズの高まりにより依然として多数の待機児童が発生している状況です。今後も地域の児童数や待機児童数に応じた保育所新設・増改築や認定こども園の整備等により、待機児童の解消を引き続き検討する必要があります。

施策の方向性

待機児童の解消に向けて、規制緩和や制度の円滑な運用を求める国の動きを視野に入れながら、公・民の役割分担や民間活力の活用、駅前保育所の新設等保育所の適正配置などを行い、多様なニーズに対して、効率的に保育サービスを提供し、以下の項目を重点施策として計画的に実施していきます。

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
待機児童解消計画		
保育所の適正配置	アンケート調査から、保育所選択理由は、自宅近くの保育所を希望する理由が最も多いため、現在の保育所設置と地域ごとの今後の保育需要を踏まえながら、駅前保育所設置等適正な保育所設置となるように努めます。	保育課
民間活力の活用	待機児童の解消をめざし、新設については、民間立を基本とした民間活力を活用し、民設民営の施設整備を促進します。また、既設の公立保育所においては、「奈良市保育所運営検討委員会」の意見・提言等を踏まえながら、民間移管など民間活力導入の実施を検討します。	保育課 子育て課
認定こども園制度の導入	就労女性が増加し、就労形態も多様化してきたことと、少子化の進行などから、就労の有無で入園する施設を分けては、地域のニーズに答えられなくなっています。 「認定こども園」は従来の幼稚園や保育所の両方の機能を併せ持ち、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるように創設された制度です。 既存の幼稚園や保育所に「認定こども園」制度を導入することにより、保護者の就労の有無に関わらず施設の利用が可能となり、適正な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保することができるとともに、待機児童の解消を図ります。	教育企画課 保育課 子育て課
既設保育所への入所の円滑化及び定員の見直し	待機児童の多い保育所に対し、円滑化対策による受け入れを行い、併せて地域の保育需要の動向、受け入れ状況と施設の規模等を児童福祉施設最低基準に照らして、柔軟に定員の見直しを行い受け入れ枠の拡大を図ります。	保育課
公立保育所の役割強化	国における三位一体改革（国・地方を通じた税財政改革）で、公立保育所運営費の一般財源化が行われるなど、財源に限られる中、効率的・効果的な公立保育所運営体制を図る必要があります。 多様な保育ニーズに対して、0歳児保育（産休明けを含む）、延長保育、障がい児保育、子育て相談の実施等により、今まで培われてきた経験と蓄積された技術を生かした保育を行います。 現在、公立保育所は、概ね11時間の保育を実施していますが、利用者の立場に立って1時間の時間延長保育を実施します。地域や家庭での育児機能が低下する中、保護者も身近に相談相手がないなど子育てに対する不安が解消されない状態にあります。 そのため公立保育所では、定期的に子育て相談と園庭開放を行ったり、幼稚園、小学校、関係機関等が連携・協力して交流の場の提供や、情報提供などを行い、地域とのつながりを深めることにより、子どもの健やかな育ちと子育てを支援する拠点施設としての役割を果たしていきます。	保育課

1-2. 子育てに関する相談および経済的支援の充実



<p>①子育てに関する相談体制の整備、学習機会の拡充</p>	<p>ア) 地域における子育て家庭の孤立化の防止 イ) 地域における子育て支援の充実</p>	<p>生涯学習課 男女共同参画課 福祉医療課 子育て課 保育課</p>
<p>②子育て家庭への経済的な支援の充実</p>	<p>ア) 子育て家庭への経済的負担の軽減 イ) 各種手当等の周知、利便性の改善</p>	<p>教育企画課 学校教育課 学務課 奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)</p>

1-2 子育てに関する相談および経済的支援の充実

現状と課題

近年の都市化と核家族化の進行、また地縁・血縁の希薄化に伴い、昔ながらの家族や地域の人々が互いに子育てを支援しあうという環境が失われ、子育て家庭の育児ストレスや不安がなかなか解消されない現実があります。

本市では、未就園児やその保護者を対象としている地域子育て支援拠点事業等子育て親子の集える場などの利用者が着実に増えています。

アンケート調査でも、「子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場を作ってほしい」の回答の割合が前回調査よりも下がっているが、今後も相談体制の充実を図ります。また、「子育て支援に関する情報提供をもっと積極的に行ってほしい」というアンケート調査の自由意見が就学前児童の保護者に多く挙がっています。そこで、すべての子育て家庭が、子育てに関する悩みや不安を抱え込みすぎることなく、ゆとりをもって子育てをできるように、情報提供及び学習機会の拡充を行う必要があります。

世界的な不況の影響により、雇用情勢は一段と厳しくなり、子育てにかかる経済的な負担が増大しているといえます。

本市では、これまで、医療費の助成を就学前まで延長して拡充してきました。アンケート調査では、理想の数の子どもを持たない(持てない)理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が最も多いことから、子育てにかかる費用負担が子どもを生むことを思いとどまらせている一つの要因と考えられ、各種手当等の周知や利用制限の緩和に努める必要があります。

施策の方向性

- ①子育てに関する相談体制の整備、学習機会の拡充
 - ア) 地域における子育て家庭の孤立化の防止
 - イ) 地域における子育て支援の充実
- ②子育て家庭への経済的な支援の充実
 - ア) 子育て家庭への経済的負担の軽減
 - イ) 各種手当等の周知、利便性の改善

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
①子育てに関する相談体制の整備、学習機会の拡充		
キッズ・スペース	就学前までの子どもとその保護者を対象に、子育て中の親同士の交流や情報交換を行う場所を提供します。	男女共同参画課
子育て相談	保育所への電話や来園により、子育ての悩みや育児相談を行います。	保育課
家庭児童相談室の設置	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。	子育て課
幼稚園の子育て相談機能の充実	子育ての悩みや相談を、現職教員や教職経験者などが、在園児保護者や在園児以外の保護者（未就園児親子登園者）を対象に行います。	学校教育課
家庭教育講演会・講座の開催	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図り、これからの家庭教育のあり方、親の役割について考えるため講演会を実施します。	生涯学習課
公民館での各種教室・講座	[再掲 基本施策 1-1]	奈良市生涯学習財団（生涯学習課）
地域子育て支援拠点事業	主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	子育て課
認定こども園制度の導入	[再掲 基本施策 1-1]	教育企画課 保育課 子育て課
子育てスポット事業	公共施設の空きスペースを利用して、月1～2回、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	子育て課
母子家庭等に対する相談体制の充実	母子家庭・寡婦に対し、生活や家庭、子どもの養育または母子寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。	子育て課
②子育て家庭への経済的な支援の充実		
乳幼児医療費助成制度の拡大	乳幼児に加え、医療費補助（通院・入院）の対象を中学生（15歳）まで拡大します。	福祉医療課
就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。	学務課
就園奨励費補助	家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園の保護者負担の格差の是正を図る。	学務課

1-3. 様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実



①ひとり親家庭への支援の充実	ア) 母子家庭と父子家庭への自立支援	障がい福祉課 子育て課 保育課 健康増進課 住宅課 奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)
②障がいのある子どもまたは保護者、その家庭への支援の充実	ア) 障がいのある子どもへの施策の充実 イ) 地域における障がいに対する理解の普及・啓発	
③児童虐待防止などの取り組み	ア) 地域のネットワークによる子どもを守る体制の構築 イ) 児童虐待の発生予防に向けた支援の充実	

1-3 様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実

現状と課題

子育て家庭が置かれている状況は、それぞれ異なります。すべての家庭で子どもが健やかに育つよう、様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実が求められています。ひとり親家庭では家事・育児の負担が大きく、それぞれに様々な問題を抱えています。本市では、母子家庭に対して職業相談や職業訓練、貸付・給付等、父子家庭に対しては保育所入所時の配慮や日常生活支援事業を行ってきました。

しかし、非正規雇用の増大に伴い、母子家庭だけでなく、父子家庭においても経済的な不安を抱えるケースが少なくなく、自立に向けた支援が必要となります。

障がいのある子どもやその家族が、地域の中で孤立することのないよう、ノーマライゼーションの理念の定着を進めるとともに、障がいに対する理解を深めてきました。

支援のあり方については、今後も引き続き普及・啓発を図るとともに、市内に不足する療育施設や障がいのある子どもも参加できる放課後児童健全育成事業など保健、医療、福祉、教育の連携が求められています。

また、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長を図るため、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関で組織する「被虐待児童対策地域協議会」を通じ、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な施策を講じてきました。

アンケート調査では、子育ての悩みとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」との回答の割合が高く、「子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと」の割合が前回調査よりも高くなっています。

公的な専門の相談所に来る保護者は少なく、気軽に悩みや不安を打ち明けられる機会や場所として身近な子育て支援サービス（保健指導、保育所の子育て相談、地域子育て支援センター・つどいの広場、子育てスポット、子育てサークルなど）を普及・啓発していく必要があります。

施策の方向性

- ①ひとり親家庭への支援の充実
 - ア) 母子家庭と父子家庭への自立支援
- ②障がいのある子どもまたは保護者、その家庭への支援の充実
 - ア) 障がいのある子どもへの施策の充実
 - イ) 地域における障がいに対する理解の普及・啓発
- ③児童虐待防止などの取り組み
 - ア) 地域のネットワークによる子どもを守る体制の構築
 - イ) 児童虐待の発生予防に向けた支援の充実

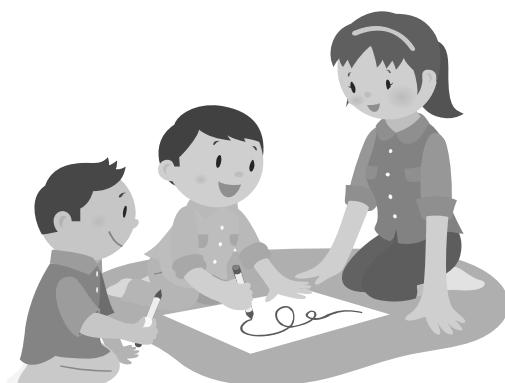
具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① ひとり親家庭への支援の充実		
母子家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。	子育て課
母子家庭および寡婦自立促進計画の策定	母子家庭の母と寡婦の生活の安定と向上のため、子育てや生活の支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などの方策を総合的かつ計画的に推進するため、促進計画を策定します。	子育て課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母と寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。	子育て課
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の主體的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭の自立の促進を図るため、教育訓練を受講することが適職に就くため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。	子育て課
母子家庭高等技能訓練促進事業	母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等技能訓練促進費等を交付することにより、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した就業環境を提供し、資格取得を容易にします。	子育て課
公共賃貸住宅における母子世帯の優先入居制度の活用	平成 17 年度当初に入居する第 9 号市営住宅の建替事業（2 期）の中で母子家庭向住宅を 2 戸建設し、公募するとともに、市営住宅の空き家募集において母子家庭に対する優先入居制度を実施します。	住宅課
② 障がいのある子どもまたは保護者、その家庭への支援の充実		
発達相談、すくすく相談	発達相談：幼児健康診査後の精神発達面の状態を個別の検査を用いて確認します。 すくすく相談：育児や発達に関する相談に応じ育児不安を軽減します。また、適切な子育て情報を発信します。	健康増進課
放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進	放課後に就労等で保育のできない世帯の小中学生を対象に、バンピーホームを開設しており、障がいの程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障がい児の受け入れを推進します。	保育課
公民館での各種教室・講座	[再掲 基本施策 1-1]	奈良市生涯学習財団（生涯学習課）
短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	障がい福祉課
児童デイサービス	障がい児を知的障害児施設、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	障がい福祉課
居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	障がい福祉課

事業名	事業内容	担当課
行動援護	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	障がい福祉課
奈良市歯科診療	みどりの家歯診療所（総合福祉センター内）において、障がい児の歯科健診及び治療を行います。	障がい福祉課
日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで必要な時間だけ施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課
移動支援	障がい児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限りです。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	障がい福祉課
みどり園	総合福祉センターみどり園において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	障がい福祉課
相談支援事業	障がい児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的にを行います。	障がい福祉課
親子体操教室	奈良市総合福祉センター体育館において障がい児と保護者が、一緒にスポーツ・レクレーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	障がい福祉課
（仮）療育センター 検討庁内連絡会の開催	発達障がいにおける保健・医療の充実及び子育ての負担軽減を図るため、早期発見、早期療育体制を確立し、障がいの発見時点から保育、就学、教育、就職にいたるまでのライフステージごとに対応できる療育ネットワークの構築が必要です。療育センターのあるべき姿について、保健・医療・教育等の関係各課による検討の場を設けます。	障がい福祉課
長期療養児支援	障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。	健康増進課
③ 児童虐待防止などの取り組み		
被虐待児童対策地域協議会の設置・活用	児童虐待の予防・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察署などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。	子育て課
養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行います。	子育て課

2 子どもがいきいきと心豊かに育つまち

2-1. 豊かな心、未来をひらく力を育む 保育・教育の創造



①豊かな感性を育て、 ゆとりある保育環 境の充実	ア) 豊かな感性の育成 イ) 心身の健全育成	生涯学習課 保育課 保健予防課 教育総務課 学校教育課 学務課 青少年指導課
②豊かな人間性と「生 きる力」を育む学校 (園) 教育の充実	ア) 豊かな人間性と「生きる力」の育成 イ) 自主的・自立的な学校運営の推進 ウ) 多様な教育ニーズへの対応 エ) 地域学習に向けた地域との連携	
③児童の不安や悩み、 心の問題への対応 の充実	ア) 子どもや保護者、教職員に対する教育相談 体制の充実 イ) 多種多様な相談機能の検討	

2-1 豊かな心、未来をひらく力を育む保育・教育の創造

現状と課題

子どもが自立した若者へと成長していくためには、自然や人とふれあうことによって、心豊かにたくましく育ち、生活や社会、自然とのかかわりを学び、生きる力を発揮できるようにしていくことが大切です。保育所では、豊かな感性や創造力を育み、健康や基本的な生活習慣、言葉の発達など日常生活の基礎が身に付くように取り組んできました。今後も引き続き、保育内容の充実を図るとともに、「保育所保育指針」の改訂を受けて食育を推進し、食を通じた心身の健全育成を図る必要があります。学校では幼児および児童が豊かな心を持ち、個性や創造力を伸ばしながら、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる力、仲間と共に学び、取り組む力を育むことができるよう教育内容の充実に努めてきました。

アンケート調査では、就学児童の保護者が抱える子育ての悩みとして、「子どもの教育に関すること」「友だちづきあいに関すること」の割合が高いため、小学校での集団生活にすぐに馴染めるように、幼保小の連携による体験就学の実施とともに、自主的・自立的な学校運営を推進していく必要があります。さらに、人権教育、食育、環境教育や福祉・健康教育、国際理解教育、情報教育などの今日的課題に対して教職員研修を進め、多様な教育ニーズに対応する必要があります。地域のふれあい活動や歴史・文化を調べる地域学習の充実については、地域との連携という課題も挙がっています。また、いじめ、不登校、非行等の問題は深刻化しており、本市では、子どもや保護者、教職員に対する教育相談体制の充実強化をめざしています。相談室の設置や専門相談員による電話相談などに取り組んできましたが、情報化に伴い電子メールへの移行など多種多様な相談体制の検討が求められています。

施策の方向性

- ①豊かな感性を育て、ゆとりある保育環境の充実
 - ア)豊かな感性の育成
 - イ)心身の健全育成
- ②豊かな人間性と「生きる力」を育む学校（園）教育の充実
 - ア)豊かな人間性と「生きる力」の育成
 - イ)自主的・自立的な学校運営の推進
 - ウ)多様な教育ニーズへの対応
 - エ)地域学習に向けた地域との連携
- ③児童の不安や悩み、心の問題への対応の充実
 - ア)子どもや保護者、教職員に対する教育相談体制の充実
 - イ)多種多様な相談機能の検討

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 豊かな感性を育て、ゆとりある保育環境の充実		
保育所における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図るため、保育所で「食育カリキュラム」を作り、実施します。	保育課
保育所職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な保育ニーズおよび子育て支援等のサービスに対応するため、保育所に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。	保育課
② 豊かな人間性と「生きる力」を育む学校（園）教育の充実		
エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	広く市民に対しエイズや性感染症への関心を高めるための啓発や、特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう学校、NPO 団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進していきます。また、感染不安のある全世代の市民に対し相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識付けとともにパートナーや家族に対しても波及効果を高めるための啓発を実施していきます。	保健予防課
地域に開かれた幼稚園づくりの推進	[再掲 基本施策 1-1]	学校教育課
中学生の乳幼児ふれあい体験の充実	結婚や子育てに関する肯定的感情を育てるため、中学生が幼稚園や保育園の乳幼児と触れ合う体験を通して、乳幼児の生活に関心を持ち、子どもや家庭の大切さを理解してもらいます。	学校教育課
学校評議員の設置推進	学校運営を地域に開かれた特色あるものにするため、学校評議員を設置します。校長は評議員に意見を求めながら、自主的・自立的な学校運営を推進します。	学校教育課
私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上と園児にかかる経済的負担の軽減を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	教育総務課
放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	生涯学習課
小学校での 30 人学級導入	30 人数学級の実施で、よりきめ細かい指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。	学務課
人権教育推進のための副教材の配付	[再掲 基本施策 1-1]	学校教育課
教職員研修の推進	教育課題の解決、園児・児童・生徒指導の充実および多様な教育ニーズに対応するため、市立学校園に勤務する教職員の研修を実施し、資質と能力の向上を図ります。	学校教育課
児童館事業の充実	身近な子育て支援の拠点施設として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。	保育課

事業名	事業内容	担当課
③ 児童の不安や悩み、心の問題への対応の充実		
「すこやかテレフォン」の設置	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行っています。	青少年指導課
子ども居場所づくり事業の実施	放課後、土曜日、日曜日および長期休暇などの期間に、地域等で安全で安心して活動できる居場所をつくり、子どもたちに様々な社会体験・自然体験の機会を提供し、豊かな感受性や「生きる力」を身につけてもらうため、地域で様々な活動をしている各種団体に対し、助成します。	生涯学習課

2-2. 遊びや多様な活動への支援



①子どもにとって魅力ある遊び環境の創造	<p>ア) 地域資源の活用促進による子どもの居場所づくりの推進</p> <p>イ) 子どもの多様化する環境に対応した、子ども同士の自主活動の場の確保</p>	<p>文化・スポーツ振興課 生涯学習課 保育課 奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)</p>
②体験活動、学習活動の充実	<p>ア) 地域資源を活用した体験、学習機会の充実</p>	
③スポーツ、芸術、文化などの振興	<p>ア) いつでも、どこでも、いつまでも親しめるスポーツ活動の促進</p> <p>イ) 芸術、文化を大切にすることを育む機会の充実</p>	

2-2 遊びや多様な活動への支援

現状と課題

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じて仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があります。また、学歴重視の傾向やゲーム機等を中心とした遊び方の変化、治安の悪化等により、子どもたちが地域住民や自然や歴史、文化とふれあう機会が減少しています。

アンケート調査では、地域で交流できる場の希望をみると、就学児童の保護者において「子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動などができる場」に対するニーズが高いため、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進し、子どもの自立を促すことが求められています。

そのためには、公園や児童遊園など子どもにとって魅力ある遊び環境を創造するとともに、公民館等において親子で参加・体験できる教室や地域の人材を生かした自然体験教室などの地域資源の活用を検討する必要があります。

また、子どもを対象に芸術や文化に触れる機会を持てるようにアウトリーチ事業やスポーツ少年団をはじめ自主的・自発的なスポーツ活動を展開してきました。

今後も引き続き、子どもたちがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめ、また、古都平城京に代表される歴史的・文化的遺産を大切に作る心や優れた芸術、文化、歴史を有するまちを大切に作る心を育むため、鑑賞・学習する機会の拡充が求められています。

施策の方向性

- ①子どもにとって魅力ある遊び環境の創造
 - ア) 地域資源の活用促進による子どもの居場所づくりの推進
 - イ) 子どもの多様化する環境に対応した、子ども同士の自主活動の場の確保
- ②体験活動、学習活動の充実
 - ア) 地域資源を活用した体験、学習機会の充実
- ③スポーツ、芸術、文化などの振興
 - ア) いつでも、どこでも、いつまでも親しめるスポーツ活動の促進
 - イ) 芸術、文化を大切にすることを育む機会の充実

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 子どもにとって魅力ある遊び環境の創造		
保育所地域活動の推進	開かれた保育所として、地域の子どもや高齢者等様々な人との交流を推進すると共に、地域の子育ての核として子育て支援の充実を図ります。また、幼稚園、小学校と連携を図り子育て機能の推進を図ります。	保育課
子ども居場所づくり事業の実施	[再掲 基本施策 2-1]	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	[再掲 基本施策 2-1]	生涯学習課
児童館事業の充実	[再掲 基本施策 2-1]	保育課
② 体験活動、学習活動の充実		
公民館での各種教室・講座	[再掲 基本施策 1-1]	奈良市生涯学習財団（生涯学習課）
③ スポーツ、芸術、文化などの振興		
市民スポーツのつどい・スポーツ体験フェスティバルの開催	「体育の日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	文化・スポーツ振興課
スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	文化・スポーツ振興課
子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	文化・スポーツ振興課
アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	文化・スポーツ振興課

3 地域で子どもや子育てを支援するまち

3-1. 地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進



①地域ぐるみの子育て支援の充実	ア)子育て家庭への支援の充実	生涯学習課 子育て課
②地域の子育て支援活動の充実	ア)放課後子ども教室などへの地域住民の参画の強化	奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)

3-1 地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進

現状と課題

子育ては、本来、父母その他の保護者が第一義的責任を持つことは、いうまでもありません。しかし、近年の都市化・核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境が大きく様変わりし、地域との関係が薄れ、また、地域との関係をうまく作れないために孤立し、子育てへの不安や自信喪失が高じてしまいがちな親が増え、家庭の養育機能が低下してきたため、子どもや子育てへの、地域ぐるみの支援が必要になってきました。

今後も、子育てサークルへの支援などを継続するとともに、地域子育て支援拠点事業等の特に未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図り、育児の孤立化の防止に努める必要があります。

次代を担う子どもたちの育成は、社会全体の責任であることの広報・啓発を推進し、地域社会での相互援助のネットワークを構築するための事業を進めてきました。

地域住民との交流を育むための放課後子ども教室は、現在4割程度の小学校区で実施しており、今後も継続して子育て家庭や参画する地域住民への周知を図るとともに、設置していない(対象となるサービスがない)校区への事業展開を検討していく必要があります。

施策の方向性

- ①地域ぐるみの子育て支援の充実
 - ア)子育て家庭への支援の充実
- ②地域の子育て支援活動の充実
 - ア)放課後子ども教室などへの地域住民の参画の強化

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 地域ぐるみの子育て支援の充実		
子育てサークル補助金	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することで、主として未就園児を持つ保護者が集える場の存続を図り、育児の孤立化を防止することを通して、子育て支援を行います。	子育て課
子育てサークル交流会の実施	[再掲 基本施策 1-1]	子育て課
家庭教育講演会・講座の開催	[再掲 基本施策 1-2]	生涯学習課
子育て支援アドバイザー事業	地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。	子育て課
② 地域の子育て支援活動の充実		
公民館での各種教室・講座	[再掲 基本施策 1-1]	奈良市生涯学習財団（生涯学習課）
ファミリー・サポート・センター事業	[再掲 基本施策 1-1]	子育て課
放課後子ども教室推進事業	[再掲 基本施策 2-1]	生涯学習課
地域子育て支援拠点事業	[再掲 基本施策 1-2]	子育て課
子育てスポット事業	[再掲 基本施策 1-2]	子育て課

3-2. 地域の子育て支援機能の強化



①地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進	ア) 地域における保育所、幼稚園、学校の専門的機能の強化 イ) 学校や地域からの評価	交通政策課 学校教育課 青少年指導課
②地域ぐるみの交通安全、防犯活動の推進	ア) 子どもの安全・安心まちづくり イ) 子どもの交通安全活動の推進	

3-2 地域の子育て支援機能の強化

現状と課題

地域には保育所、幼稚園、学校等の施設があり、そこには子育ての専門家がいます。こうした施設の持つ専門的な機能は、そこを利用している人たちだけのものではなく、地域全体の資源であるにとらえ、子育てをしているすべての人が利用できるよう、その機能の強化を図る必要があります。

今後も引き続き、学校評議員の設置や学校の自己評価など地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進が必要です。子どもが犯罪等の被害に遭わないように、安全・安心なまちづくりを推進してきました。「子ども安全の家」登録件数も年々増え、子ども自身や地域住民に浸透してきた学校区も増えています。

また、地域をあげて子どもや子育てを支援するため、地域住民の子どもを守る機運を高め、地域住民が主体となって地域の安全を考え、交通安全活動を実践する仕組みが求められています。

施策の方向性

- ①地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進
 - ア) 地域における保育所、幼稚園、学校の専門的機能の強化
 - イ) 学校や地域からの評価
- ②地域ぐるみの交通安全、防犯活動の推進
 - ア) 子どもの安全・安心まちづくり
 - イ) 子どもの交通安全活動の推進

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりの推進		
学校評議員の設置推進	[再掲 基本施策2-1]	学校教育課
地域に開かれた幼稚園づくりの推進	[再掲 基本施策1-1]	学校教育課
地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
② 地域ぐるみの交通安全、防犯活動の推進		
交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールを映画・ビデオ・人形劇でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。	交通政策課
「子ども安全の家」標旗配付	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。	青少年指導課

4 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち

4-1. 健康づくり、母子保健、医療施設の充実



①健康づくり、健康教育の拡充	ア) 年代に応じた健康教育の推進	病院事業課 保育課 保健予防課 健康増進課 奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)
②妊産婦と子どもの健康管理の充実	ア) 妊娠期からの継続した支援の推進 イ) 保健、医療、福祉および教育の連携による母子保健施策の充実	
③医療体制の充実、保健施設等の整備	ア) かかりつけ医の普及など医療体制の整備 イ) 不妊への支援の充実	

4-1 健康づくり、母子保健、医療施設の充実

現状と課題

若い世代が安心して子どもを生み、ゆとりをもって健やかに育てて、家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるために、健康づくり、母子保健、医療体制の充実が求められています。

生涯を通しての健康づくりには、乳幼児期からの生活習慣の確立と精神発達面の充実が不可欠です。年代に応じた思春期の健康教育は、エイズや性感染症に関する正しい知識普及を学校等関係機関と協力して進めていくことが今後も必要です。

母子保健に関するアンケート調査の自由意見からは、更なる健診や予防接種の充実を望む意見が多くあがっています。そのため、妊娠期からの継続した支援や保健、医療、福祉および教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図る必要があります。

そこで、今後も引き続き、医療体制の整備・充実を図るとともに、妊娠・出産の安全性や快適さの確保や不妊への支援、また、育児不安の解消等を図るため、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やす必要があり、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援を推進します。また、これらのほか、少子化の一因として、不妊に悩む夫婦の存在が指摘されています。不妊については、ひとりで悩んでいることが多いため、気軽に安心して相談できるよう求められています。

施策の方向性

- ①健康づくり、健康教育の拡充
 - ア)年代に応じた健康教育の推進
- ②妊産婦と子どもの健康管理の充実
 - ア)妊娠期からの継続した支援の推進
 - イ)保健、医療、福祉および教育の連携による母子保健施策の充実
- ③医療体制の充実、保健施設等の整備
 - ア)かかりつけ医の普及など医療体制の整備
 - イ)不妊への支援の充実

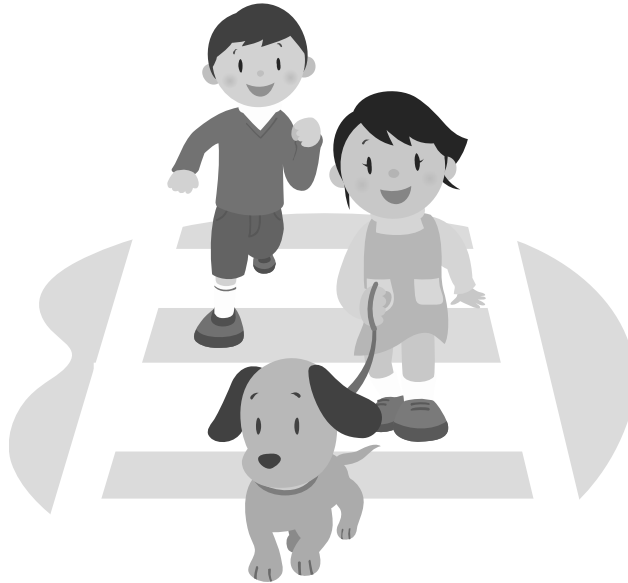
具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
① 健康づくり、健康教育の拡充		
保育所における食育の推進	[再掲 基本施策 2-1]	保育課
エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	[再掲 基本施策 2-1]	保健予防課
地域における健康教育および支援	子育て中の保護者を孤立化させないため、地域での育児サークル等で、未就園の児童の保護者を対象に、健診の大切さ・子どもの発達について、育児の相談先の紹介等の健康教育を実施します。	健康増進課
地域における幼児期からの歯の健康教育	保育所や地域の子育てサークルなどで、幼児と保護者を対象に幼児期に必要な歯の知識と正しい歯磨きの方法等について健康教育を実施します。	健康増進課
未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。	健康増進課
思春期保健対策(性)	10代の望まない妊娠、性感染症予防のために、関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。	健康増進課
公民館での各種教室・講座	[再掲 基本施策 1-1]	奈良市生涯学習財団(生涯学習課)
5か月児離乳食教室(ぱくぱく教室)	生後5か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
10か月児むし歯予防・育児教室(きらきら教室)	生後10か月児を持つ保護者にむし歯予防の知識と歯の手入れの実習、10か月～1歳前半の子どものこころとからだの発達、遊びや事故予防・生活リズムの大切さについての知識提供を行います。集まる場の設定により、養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
乳幼児の生活リズム事業	乳幼児の生活リズム確立のために、幼児健診、教室等で食事・睡眠・遊びについての知識の啓発を行います。	健康増進課
食育の啓発および健康教育	食育に関する一般啓発や、妊娠届出・幼児健診を通じた妊婦や子育て世代への情報提供、地域のサークル等での健康教育を行います。	健康増進課
中学校給食の実施	健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。	学務課

事業名	事業内容	担当課
② 妊産婦と子どもの健康管理の充実		
4か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	健康増進課
1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障がい・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障がいや疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障がい等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。	健康増進課
健診後の育児教室（きしゃぼっぽ教室）	1歳7か月児および3歳6か月児健康診査後の事後指導の場として、遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減および子どもの発達の理解・受容につなげるために実施します。	健康増進課
子育て情報の提供	市民の子育てを支援するため、妊娠期からの健康づくりに関する各課の情報を、母子健康手帳交付時に冊子等を配布します。	健康増進課
乳幼児の事故を防ぐための啓発事業	誤飲・窒息・やけど・溺水・転落など乳幼児の発達行動に伴って生じる事故を防止するため、パンフレットなどを健康教室等で配布し啓発を行います。	健康増進課
妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。	健康増進課
妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	妊産婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。	健康増進課
乳幼児予防接種事業	子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種> ・BCG（生後3～6か月未満） ・三種混合（生後3～90か月未満） ・二種混合（小学校6年生） ・MR（麻しん・風しん） 第1期（生後24か月～2歳未満） 第2期（年長児） 第3期（中学校1年生） 第4期（高校3年生） ・日本脳炎 第1期（3歳児～7歳6か月未満） 第2期（小学校4～6年生） <集団接種> ・ポリオ（生後3～90か月未満）	健康増進課

事業名	事業内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	健康増進課
妊婦に対する教育相談	初妊婦とその家族に対して妊娠・出産・育児、歯の健康・栄養についての必要な知識や技術を提供する。また、産後うつ予防に関する啓発を充実し、家族皆で子育てに取り組むためのきっかけづくりとなるよう教室を開催します。 また妊娠届け出時や教室開催時等において、母体や胎児の健康管理の充実に向けての相談・保健指導等、適切な支援を行います。	健康増進課
妊産婦・乳幼児健康相談事業	保健師・助産師を身近におき（西部出張所・新保健所）、乳児の成長や母乳育児などについての相談が気軽にできる体制を整えます。また各公民館を巡回し安心して子育てできる環境をつくります。	健康増進課
③ 医療体制の充実、保健施設等の整備		
家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。	健康増進課
発達相談、すくすく相談	[再掲 基本施策1-3]	健康増進課
フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、乳歯がはえそろう2歳8か月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。	健康増進課
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。 (単年度あたり限度額 15万円、5ヶ年)	健康増進課
休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の整備充実	妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消をめざし、救急医療体制の整備充実を図ります。 休日応急診療所：内科、小児科（日・祝日）13時～19時 夜間応急診療所：内科、小児科（毎日）22時～6時 休日歯科応急診療所：歯科（日・祝日）10時～16時 土曜日応急診療所：内科、小児科（土曜日）15時～19時	病院事業課
2歳児歯科教室（歯っぴい教室）	2歳児とその保護者を対象に歯科医師の講義、歯科衛生士、保健師からむし歯予防と生活リズムについての知識や技術についての教室を実施します。	健康増進課

4-2. 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進



<p>①子どもと子育てにやさしい居住環境づくりの推進</p>	<p>ア) 良質な住宅の確保 イ) 地域における良質な居住環境の確保</p>	<p>男女共同参画課 子育て課 道路維持課</p>
<p>②子どもと子育てにやさしい生活環境づくりの推進</p>	<p>ア) 子ども連れでの外出が安全で快適な道路交通環境の整備 イ) ハード・ソフト両面の一体的なバリアフリー化による安心して外出できる環境づくり</p>	<p>住宅課 奈良市生涯学習財団 (生涯学習課)</p>

4-2 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

安心して子育てするには、子ども連れでの外出において安全や快適さが確保されていることが必要です。

本市では、子どもと子育てにやさしい生活環境づくりを推進してきました。アンケート調査の自由意見では、外出しやすい環境について、「安全に移動できる道路整備、エレベーターの設置を進めてほしい」との声が多く挙がっています。

妊産婦、子ども連れの保護者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的施設において段差の解消や子育て世帯にやさしいトイレ等の設置箇所の情報を整理したマップ作成などハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進するとともに、地域の良質な居住環境の確保が必要です。

施策の方向性

- ①子どもと子育てにやさしい居住環境づくりの推進
 - ア) 良質な住宅の確保
 - イ) 地域における良質な居住環境の確保
- ②子どもと子育てにやさしい生活環境づくりの推進
 - ア) 子ども連れでの外出が安全で快適な道路交通環境の整備
 - イ) ハード・ソフト両面の一体的なバリアフリー化による安心して外出できる環境づくり

具体事業一覧

事業名	事業内容	担当課
①子どもと子育てにやさしい居住環境づくりの推進		
公共賃貸住宅における母子世帯の優先入居制度の活用	[再掲 基本施策1-3]	住宅課
公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空き家募集において、18歳未満の児童が3人いる世帯(多子世帯)に対する優先入居制度を実施します。	住宅課
②子どもと子育てにやさしい生活環境づくりの推進		
授乳室の設置	母乳で育児をしている母親が、外出中にも授乳できる部屋を設置しています。	男女共同参画課
ならし子育て情報ナビの作成・配布	乳幼児とその親が利用できる公共施設や子育て支援情報を掲載した「ならし子育て情報ナビ」を作成し、子育て家庭等に配布するほか、ホームページにも掲載します。	子育て課
街路灯の整備促進	妊産婦や子ども連れの保護者、子どもたちが安心して安全に外出、通学できるように街路灯の設置および改修を進めます。	道路維持課
公民館での各種教室・講座	[再掲 基本施策1-1]	奈良市生涯学習財団(生涯学習課)

◎ 具体事業 目標値一覧

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
1	1		男性の家庭参画セミナー(奈良市男女共同参画計画)	開催回数:2回, 参加者数:60人 開催回数:4回, 参加者数:96人 開催回数:4回, 参加者数:96人 開催回数:4回, 参加者数:延べ120人 開催回数:6回, 参加者数:延べ144人	開催回数:1回, 参加者数:40人 開催回数:1回, 参加者数:24人 開催回数:1回, 参加者数:14人 開催回数:2回, 参加者数:延べ33人 開催回数:3回, 参加者数:延べ56人	内容を工夫し、継続して実施します。また、市民共同事業等の機会も積極的に利用します。
1	1		仕事と生活の調和推進事業	継続して開催します。 開催回数:1回 参加者数:150人	開催回数:1回 参加者数:150人	開催回数:1回 参加者数:180人
1	1		人権教育推進のための副教材の配付	小学1・3・5年生、 中学1年生、高校1 年生に配付します。	小学1・3・5年生、 中学1年生および高 校に配付します。	県が作成を検討して いる新しい副教材の 活用を検討します。
1	1		女性の健康増進講座	内容を充実させ継続 して実施します。	開催回数:18回、参 加者数:延べ540人	内容を充実させ継続 して実施します。
1	1		保育所のサービス評価の実施	県内に第三者評価機 関が設立されるのに 併せて実施します。	県内に第三者評価機 関が設立されていな いため、未実施。	県内に第三者評価機 関が設立されるのに 併せて実施します。
1	1		通常保育事業	入所児童数: 5,488人/日	入所児童数: 5,505人/日 待機児童数:226人	5年間で300人増 待機児童数:0人
1	1		延長保育事業	1時間延長箇所数: 10 2時間延長箇所数:1 4時間延長箇所数:3 7時間延長箇所数:2	1時間延長箇所数: 10 2時間延長箇所数:1 4時間延長箇所数:4 7時間延長箇所数:1	1時間延長箇所数: 34(公立園も含む) 2時間延長箇所数:1 4時間延長箇所数:4 7時間延長箇所数:1
1	1		休日保育事業	設置箇所数:3	設置箇所数:2	設置箇所数:4
1	1		病児・病後児保育事業	病後児保育設置箇所 数:1	病後児保育設置箇所 数:1	病児保育設置箇所 数:2 病後児保育設置箇所 数:1
1	1		一時預かり事業	設置箇所数:6	設置箇所数:7	設置箇所数:8
1	1		放課後児童健全育成事業	利用児童数: 2,500人/日	利用児童数: 2,890人/日	利用児童数: 2,950人/日
1	1		夜間保育事業	設置箇所数:1	設置箇所数:1	設置箇所数:1
1	1		園庭開放	今後も公営全園で実 施します。	公営全園(22箇所) 及び私営(7箇所) で実施。	今後は全園で実施す るよう努めます。
1	1		駅前保育所の設置	未実施	未実施	設置箇所数:5
1	1		子育て短期支援事業 ショートステイ事業 トワイライト事業	受け入れ人数:100 人 受け入れ人数:10人	受け入れ人数:50人 施設数:3 受け入れ人数:1人 施設数:3	受け入れ人数:75人 施設数:4 受け入れ人数:2人 施設数:5

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
1	1		子育てサークル交流会の実施	開催回数:3回	開催回数:6回	開催回数:6回
1	1		幼稚園における預かり事業	38園で実施し、地域の実態や保護者の要望・園児の実態に応じ、各幼稚園にあった預かり保育を柔軟に行います。	実施園:38園	全園で実施します。
1	1		地域に開かれた幼稚園づくりの推進	認定こども園を含む39園で実施し、内容の充実を図ります。	実施園:39園	全園で実施します。
1	1		ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数:1 会員数と相互援助活動件数の増加を図ります。	設置箇所数:1	設置箇所数:1 支部の設置を図ります。
1	1		認定こども園制度の導入	計画している地域において協議し、早期の導入を図ります。	<保育所型> 0園 <幼稚園型> 1園	計画している地域において協議し、早期の導入を図ります。
1	1		公民館での各種教室・講座	～の事業を継続して実施します。	実施予定数 21事業 2事業 34事業 50事業 2事業	時代に即した～の事業を、継続して実施します。
1	2		キッズ・スペース	実施日:休館日(火曜・祝日)を除く毎日	実施日:月水金日	継続して実施します。
1	2		子育て相談	今後も全園で実施します。	全園で実施。	今後も全園で実施します。
1	2		家庭児童相談室の設置	家庭相談員:1人	家庭相談員:5人	家庭相談員:5人
1	2		幼稚園の子育て相談機能の充実	38園でニーズに応じて随時実施します。	38園でニーズに応じて随時実施します。	全園でニーズに応じて随時実施します。
1	2		家庭教育講演会・講座の開催	開催回数:4回 参加者数:320人	開催回数:2回 参加者数:320人	開催回数:1回 参加者数:200人
1	2		地域子育て支援拠点事業	箇所数を増やししながら、既存施設の充実を目指します。	設置箇所数 センター型:4 ひろば型:4	設置箇所数 センター型:9 ひろば型:8 児童館型:1
1	2		子育てスポット事業	増設を図ります。	設置箇所数:20	設置箇所数:40
1	2		母子家庭等に対する相談体制の充実	母子自立支援員:2人	母子自立支援員:2人	母子自立支援員:2人
1	2		乳幼児医療費助成制度の拡大	対象年齢: 0歳～就学前まで	対象年齢: 0歳～就学前まで	対象年齢: 0歳～中学卒業まで
1	2		就学援助	確実に周知し、例年通り実施します。	小学校:1,931件 中学校:1,045件	今後も事業を継続し、認知度を高めます。
1	2		就園奨励費補助	確実に周知し、例年通り実施します。	公立幼稚園:88人 私立幼稚園:1,012人	今後も事業を継続します。

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
1	3		母子家庭等日常生活支援事業	周知徹底し、活用を図ります。	実施中	周知徹底し、活用を図ります。
1	3		母子家庭および寡婦自立促進計画の策定	早期の計画策定を目指します。	未実施	策定し、計画に基づき実施します。
1	3		母子家庭等就業・自立支援センター事業	完全実施を目指します。	就業相談、就業情報提供、就業支援講習会(ホームヘルパー講座 2 級課程、IT講習会)を実施中	更なる事業の充実を図ります。
1	3		母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	継続して実施します。	交付件数:20 件	継続して実施します。
1	3		母子家庭高等技能訓練促進事業	継続して実施します。	交付件数:19 件	継続して実施します。
1	3		公共賃貸住宅における母子世帯の優先入居制度の活用	母子家庭向住宅を15 戸に増やし、空家募集時に母子世帯を優先します。	母子家庭向住宅は現在 17 戸あり、空家募集時に母子世帯を優先します。	応募倍率等の動向を見ながら戸数の増減について判断していきます。
1	3		発達相談、すくすく相談	H.20 年度実績: 年間 259 件 H.20 年度実績: 20 件	相談件数: 年間 262 件 相談件数: 18 件	継続して実施し充実を図ります。 相談しやすい体制を整え、充実を図ります。
1	3		放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進	充実を図ります。	受入実施箇所数: 34	全バンビーホーム(42 箇所)での受入充実を図ります。
1	3		短期入所	継続して実施します。	受入事業者数(県内):20 箇所	継続します。
1	3		児童デイサービス	事業所増加を促す。	事業所数(市内): 3 箇所	事業所数: 5 箇所
1	3		居宅介護	継続して実施します。	61 人	継続して実施します。
1	3		行動援護	継続して実施します。	71 人	継続して実施します。
1	3		奈良市歯科診療	継続して実施します。	平成 20 年度実績 治療 延べ 169 人 年 2 回の健診 延べ 149 人	継続して実施します。
1	3		日中一時支援	継続して実施します。	奈良市への登録事業所数:25 箇所	継続します。
1	3		移動支援	継続して実施します。	奈良市への登録事業所数:105 箇所	継続します。
1	3		みどり園	継続して実施します。	利用者見込み数: 130 人 保育士:5 名 (正職員 2 名 嘱託職員 2 名 臨時職員 1 名) で対応	継続します。
1	3		相談支援事業	継続して実施します。	設置箇所数: (市内) 8 箇所	継続します。
1	3		親子体操教室	継続して実施します。	開催回数:春 8 回 延べ 695 名 秋 10 回 冬 7 回	継続します。

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
1	3		(仮)療育センター検討庁内連絡会の開催	未設置	未設置	会議を開催
1	3		長期療養児支援	支援対象者:33人 支援回数: 延べ215回	支援対象者:33人 支援回数: 延べ215回	障がい児と保護者のニーズ、地域の現状に応じた支援をします。
1	3		被虐待児童対策地域協議会の設置・活用	児童虐待の早期発見、早期対応により虐待の発生・再発の防止を図ります。	児童虐待の早期発見、早期対応により虐待の発生・再発の防止を図ります。	児童虐待の早期発見、早期対応により虐待の発生・再発の防止を図ります。
1	3		養育支援訪問事業	早期の実施を目指します。	未実施	実施を目指します。
2	1		保育所における食育の推進	食育カリキュラムを実施します。	現在各園で食育カリキュラムに基づき実施しています。	食育カリキュラムを実施していくなかで見直しを行い、より良いカリキュラムを作成します。
2	1		保育所職員研修の推進	今後も全園で実施します。	参加体制の充実と、資質向上に努め、全園で実施しています。	今後研修の充実に努め、資質向上を図ります。
2	1		エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	全中学(21校)高校(9校)への出前講座や文化祭でのエイズコーナーの設置に加え、メールでの相談・情報提供事業、仲間づくりの推進や教職員等対象の研修会を開催します。	高校1校、大学1校でのエイズコーナーの設置を行う。奈良市養護部会、医師に対する感染症研修会、臨床検査技師に対する研修会においてエイズ・性感染症の講演会を行う(3講座実施)。	学校や関係機関への情報提供、研修会、学校文化祭等で情報発信、HIV抗体検査・相談体制の充実を図ります。 *情報提供:市立小中、高校・大学・専修学校:102校 医療機関:340か所 薬剤師会:50か所 人権センター:9か所、 公民館:25か所 *文化祭:毎年2か所 *検査受診者数:400名
2	1		中学生の乳幼児ふれあい体験の充実	継続して実施します。	15校	18校
2	1		学校評議員の設置推進	学校評議員の設置 幼稚園: 39園,195人 小学校: 48校,240人 中学校: 21校,105人 高校: 1校,5人	幼稚園: 39園,131人 小学校: 48校,202人 中学校: 21校,94人 高校: 1校,5人	幼稚園: 39園,131人 小学校: 48校,202人 中学校: 21校,94人 高校: 1校,5人
2	1		私立幼稚園運営費補助金	幼児教育環境の充実のため、継続して実施します。	市内14園に補助	市内私立幼稚園に補助
2	1		放課後子ども教室推進事業	学校・家庭・地域・行政が連携して事業を推進します。	17小学校区	全48小学校区での実施を目指します。

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
2	1		小学校での30人学級導入	30人学級編制の効果や課題を検証します。	効果・課題の検証に基づき、全小学校1,2,3年生に拡充するための準備を進めます。	小学校全学年において30人学級編成を実施
2	1		教職員研修の推進	開催講座数:200	開催講座数:174	開催講座数:175
2	1		児童館事業の充実	公設4箇所 民設1箇所	公設4箇所 民設1箇所	事業内容を見直し、より地域に身近な子育て支援の拠点施設として機能します。
2	1		「すこやかテレフォン」の設置	総相談件数: 700件	総相談件数: 700件	総相談件数: 700件
2	1		子ども居場所づくり事業の実施	48の全小学校区での実施を目指します。	48の全小学校区での実施。	48の全小学校区での実施を目指します。
2	2		保育所地域活動の推進	今後も全園で実施します。	全園で実施。	今後も全園で実施し、機能強化に努めます。
2	2		市民スポーツのつどい・スポーツ体験フェスティバルの開催	今後も継続します。	「体育の日」の前日、年1回 参加者数:1,950人	「体育の日」の前日、年1回 参加者数:2,500人
2	2		スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業の拡大によりスポーツ人口の増進を図ります。	大会数:4回 登録団体:90団	大会数:4回 登録団体:100団
2	2		子どもを対象とした文化事業の実施	文化施設において該当事業を増加し、機会の拡充を図ります。	55件 参加人数: 40,500人	55件 参加人数: 45,000人
2	2		アウトリーチ活動の実施	文化施設において該当事業を増加し、機会の拡充を図ります。	19件 参加人数: 2,800人	19件 参加人数 3,500人
3	1		子育てサークル補助金	継続して実施します。	継続して実施します。	継続して実施します。
3	1		子育て支援アドバイザー事業	アドバイザーの新規養成のほか、スキルアップを図ります。	派遣回数:260	派遣回数:400
3	2		地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進(学校の自己評価)	自己評価実施校数 幼稚園:40園 小学校:48校 中学校:21校 高校:1校	自己評価実施校数 幼稚園:39園 小学校:48校 中学校:21校 高校:1校	自己評価実施校数 幼稚園:39園 小学校:48校 中学校:21校 高校:1校
3	2		交通安全教室の開催	開催回数: 130回 参加者数: 13,800人	開催回数: 130回 参加者数: 13,800人	開催回数: 130回 参加者数: 13,800人
3	2		「子ども安全の家」標旗配付	延設置件数: 4,500件	延設置件数: 4,600件	延設置件数: 5,000件
4	1		地域における健康教育および支援	実施回数:10回	実施回数:10回	継続実施します。
4	1		地域における幼児期からの歯の健康教育	実施回数:30回 参加者数:1,204人	実施回数:30回 参加者数:800人	むし歯の罹患率減少を目指します。

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
4	1		未成年の喫煙対策	継続して実施します。	継続して実施します。	継続して実施します。
4	1		思春期保健対策(性)	継続して実施します。	継続して実施します。	継続して実施します。
4	1		5か月児離乳食教室(ぱくぱく教室)	実施回数:24回 参加者数:960人	実施回数:24回 参加者数:658人	離乳食をはじめとした子育ての相談窓口の啓発を充実します。
4	1		10か月児むし歯予防・育児教室(きらきら教室)	実施回数:24回 参加者数:960人	実施回数:24回 参加者数:672人	むし歯罹患率の減少・乳幼児期からの生活習慣の確立を目指します。
4	1		乳幼児の生活リズム事業	継続して実施します。	継続して実施します。	継続して実施します。
4	1		食育の啓発および健康教育	健康教育実施回数:10回	健康教育実施回数:10回	継続して実施します。
4	1		中学校給食の実施	早期の実施を目指します。	未実施	実施を目指します。
4	1		4か月健康診査(乳児一般健康診査)	H.20年度実績 対象児数:2,763人 受診児数:2,599人 受診率:94.1%	対象児数:2,622人 受診児数:2,460人 受診率:93.8%	受診率向上に努め、育児不安の早期解消を目指します。
4	1		1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	H.20年度実績 対象児数:2,800人 受診児数:2,504人 受診率:89.4%	対象児数:3,000人 受診児数:2,742人 受診率:91.4%	受診率と受診者満足度の向上、むし歯罹患率の減少を目指します。
4	1		3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	H.20年度実績 対象児数:2,935人 受診児数:2,477人 受診率:84.4%	対象児数:2,894人 受診児数:2,456人 受診率:84.9%	受診率と受診者満足度の向上、むし歯罹患率を減少させ、かかりつけ歯科医を持つ3歳児の増加を目指します。
4	1		健診後の育児教室(きしゃぼんぼ教室)	実施回数:16回 参加者:39組	実施回数:16回 参加者:48組	発達に支援が必要な親子が、継続した支援を受けられるように、発見、相談、支援を強化していきます。
4	1		子育て情報の提供	今後も継続します。	3,000件	継続実施します。
4	1		乳幼児の事故を防ぐための啓発事業	継続して実施します。	継続して実施します。	継続して実施します。
4	1		妊産婦、新生児、未熟児訪問(保健指導事業)	H.20年度実績 妊婦訪問:51件 新生児産婦訪問:485件 未熟児訪問:76件	妊婦訪問:24件 新生児産婦訪問:366件 未熟児訪問:74件	保護者の育児不安の早期解消を目指し、継続実施します。
4	1		妊産婦の喫煙・飲酒対策事業	継続して実施します。	継続して実施します。	継続して実施します。
4	1		乳幼児予防接種事業	接種予定者: 約32,000人	接種者数: 32,000人	子どもたちが、より安心して予防接種を受けられるよう、集団接種を個別接種に移行し、未接種者への接種を勧奨します。

基本目標	基本施策	施策の方向性	事業	H.21年計画値 (指標)	H.21年見込値 (指標)	H.26年目標 (方向性)
4	1		乳児家庭全戸訪問事業	早期の実施を目指します。	未実施	実施を目指します。
4	1		妊婦に対する教育相談	妊婦実人員: 480人 妊婦延人員: 960人 家族:480人	妊婦実人員: 262人 妊婦延人員: 486人 家族:220人	日常生活習慣の改善から妊娠・出産の安全性や快適さの確保を目指します。
4	1		妊産婦・乳幼児健康相談事業	実施に向けて、検討を行います。	未実施	相談窓口の啓発を行い事業の充実を図ります。
4	1		家庭訪問	H.20年度実績 訪問件数:424件	訪問件数:430件	育児が困難である家庭を早期発見・支援し、関係機関の連携のもと虐待予防を図ります。
4	1		フッ化物塗布事業	開催回数:12回 参加者数:795人	開催回数:12回 参加者数:800人	3歳児のフッ化物塗布実施率の増加、かかりつけ歯科医を持つ幼児の数を増やします。
4	1		特定不妊治療費助成事業	H.20年度実績 219件	223件	継続実施していきます
4	1		休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の整備充実	診療所担当小児科医を確保します。 各関係医療機関との連携強化により、二次救急医療・病院群輪番体制を拡充します。	休日:71日、 患者数 5,330人 夜間:365日、 患者数 6,100人 歯科:71日、 患者数 550人	夜間診療所の小児科専門医の確保と、関係医療機関との連携強化により、空白時間帯の解消を図り、診療体制の充実を図ります。
4	1		2歳児歯科教室（歯っぴい教室）	開催回数:3回 参加者数:90人	開催回数:3回 参加者数:60人	継続して実施します。
4	2		公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用	実施します。	平成21年度中に1戸増やし計5戸とし、空家募集時に多子世帯を優先します。	応募倍率等の動向を見ながら戸数の増減について判断していきます。
4	2		授乳室の設置	継続します。	継続します。	継続します
4	2		ならし子育て情報ナビの作成・配布	子育てバリアフリーマップを作成・配布し、市のホームページにも掲載します。	平成21年3月に作成した冊子版を配布するほか、ホームページにも掲載します。	ホームページ上の情報を随時更新し、内容の充実を図ります。
4	2		街路灯の整備促進	明るさの改善、老朽化の改修により道路の安全を図ります。	修理: 4,700件 34,127千円 新設: 500件 17,000千円 改修: 1,000件 25,000千円	地元の要望により、整備促進を図ります。

◎ ライフステージに合わせた施策展開

子どものライフステージ（乳幼児期、就学前期、学齢期、青少年期）に沿った各施策や事業を総合的、計画的に展開します。

再掲事業:再掲欄に番号を記載

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12歳～18歳)	再掲
1-1. 仕事と子育ての両立支援の充実						
1	男性の家庭参画セミナー（奈良市男女共同参画計画）					
2	仕事と生活の調和推進事業					
3	人権教育推進のための副教材の配付					
4	女性の健康増進講座					
5	保育所のサービス評価の実施					
6	通常保育事業					
7	延長保育事業					
8	休日保育事業					
9	病児・病後児保育事業					
10	一時預かり事業					
11	放課後児童健全育成事業					
12	夜間保育事業					
13	園庭開放					
14	駅前保育所の設置					
15	子育て短期支援事業 ショートステイ事業 トワイライト事業					
16	子育てサークル交流会の実施					
17	幼稚園における預かり事業					
18	地域に開かれた幼稚園づくりの推進					
19	ファミリー・サポート・センター事業					
20	認定こども園制度の導入					
21	公民館での各種教室・講座					
1-2. 子育てに関する相談および経済的支援の充実						
1	キッズ・スペース					
2	子育て相談					
3	家庭児童相談室の設置					
4	幼稚園の子育て相談機能の充実					
5	家庭教育講演会・講座の開催					
6	公民館での各種教室・講座					1-1
7	地域子育て支援拠点事業					
8	認定こども園制度の導入					1-1
9	子育てスポット事業					
10	母子家庭等に対する相談体制の充実					
11	乳幼児医療費助成制度の拡大					
12	就学援助					
13	就園奨励費補助					

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12歳～18歳)	再掲
1-3. 様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実						
1	母子家庭等日常生活支援事業					
2	母子家庭および寡婦自立促進計画の策定					
3	母子家庭等就業・自立支援センター事業					
4	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業					
5	母子家庭高等技能訓練促進事業					
6	公共賃貸住宅における母子世帯の優先入居制度の活用					
7	発達相談、すくすく相談					
8	放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ推進					
9	公民館での各種教室・講座					1-1
10	短期入所					
11	児童デイサービス					
12	居宅介護					
13	行動支援					
14	奈良市歯科診療					
15	日中一時支援					
16	移動支援					
17	みどり園					
18	相談支援事業					
19	親子体操教室					
20	(仮)療育センター検討庁内連絡会の開催					
21	長期療養児支援					
22	被虐待児童対策地域協議会の設置・活用					
23	養育支援訪問事業					
2-1. 豊かな心、未来をひらく力を育む保育・教育の創造						
1	保育所における食育の推進					
2	保育所職員研修の推進					
3	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業					
4	地域に開かれた幼稚園づくりの推進					1-1
5	中学生の乳幼児ふれあい体験の充実					
6	学校評議員の設置推進					
7	私立幼稚園運営費補助金					
8	放課後子ども教室推進事業					
9	小学校での30人学級導入					
10	人権教育推進のための副教材の配付					1-1
11	教職員研修の推進					
12	児童館事業の充実					
13	「すこやかテレフォン」の設置					
14	子ども居場所づくり事業の実施					
2-2. 遊びや多様な活動への支援						
1	保育所地域活動の推進					
2	子ども居場所づくり事業の実施					2-1
3	放課後子ども教室推進事業					2-1
4	児童館事業の充実					2-1
5	公民館での各種教室・講座					1-1

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12歳～18歳)	再掲
6	市民スポーツのつどい・スポーツ体験 フェスティバルの開催					
7	スポーツ少年団の育成					
8	子どもを対象とした文化事業の実施					
9	アウトリーチ活動の実施					
3-1. 地域社会で子どもを育てる環境づくりの推進						
1	子育てサークル補助金					
2	子育てサークル交流会の実施					1-1
3	家庭教育講演会・講座の開催					1-2
4	子育て支援アドバイザー事業					
5	公民館での各種教室・講座					1-1
6	ファミリー・サポート・センター事業					1-1
7	放課後子ども教室推進事業					2-1
8	地域子育て支援拠点事業					1-2
9	子育てスポット事業					1-2
3-2. 地域の子育て支援機能の強化						
1	学校評議員の設置推進					2-1
2	地域に開かれた幼稚園づくりの推進					1-1
3	地域に開かれた魅力ある学校・教育の 推進（学校の自己評価）					
4	交通安全教室の開催					
5	「子ども安全の家」標旗配付					
4-1. 健康づくり、母子保健、医療施策の充実						
1	保育所における食育の推進					2-1
2	エイズ・性感染症に関する正しい知識 の普及啓発事業					2-1
3	地域における健康教育および支援					
4	地域における幼児期からの歯の健康教育					
5	未成年の喫煙対策					
6	思春期保健対策（性）					
7	公民館での各種教室・講座					1-1
8	5か月児離乳食教室（ばくばく教室）					
9	10か月児むし歯予防・育児教室（きら きら教室）					
10	乳幼児の生活リズム事業					
11	食育の啓発および健康教育					
12	中学校給食の実施					
13	4か月健康診査（乳児一般健康診査）					
14	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診					
15	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診					
16	健診後の育児教室（きしゃぼっぽ教室）					
17	子育て情報の提供					
18	乳幼児の事故を防ぐための啓発事業					
19	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導 事業）					
20	妊産婦の喫煙・飲酒対策事業					
21	乳幼児予防接種事業					
22	乳児家庭全戸訪問事業					
23	妊婦に対する教育相談					
24	妊産婦・乳幼児健康相談事業					

		乳幼児期 (胎内～2歳)	就学前期 (3～5歳)	学齢期 (6～11歳)	青少年期 (12歳～18歳)	再掲
25	家庭訪問					
26	発達相談、すくすく相談					1-3
27	フッ化物塗布事業					
28	特定不妊治療費助成事業					
29	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の整備充実					
30	2歳児歯科教室（歯っぴい教室）					
4-2. 子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進						
1	公共賃貸住宅における母子世帯の優先入居制度の活用					1-3
2	公共賃貸住宅における多子世帯等の優先入居制度の活用					
3	授乳室の設置					
4	ならし子育て情報ナビの作成・配布					
5	街路灯の整備促進					
6	公民館での各種教室・講座					1-1

第4章 計画の推進体制

1 庁内体制の整備

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、奈良市少子化対策推進本部を中心に、奈良市次世代育成支援行動計画を策定し、推進するとともに、少子化対策推進のための企画、関係部局の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取り組みを積極的に進めます。

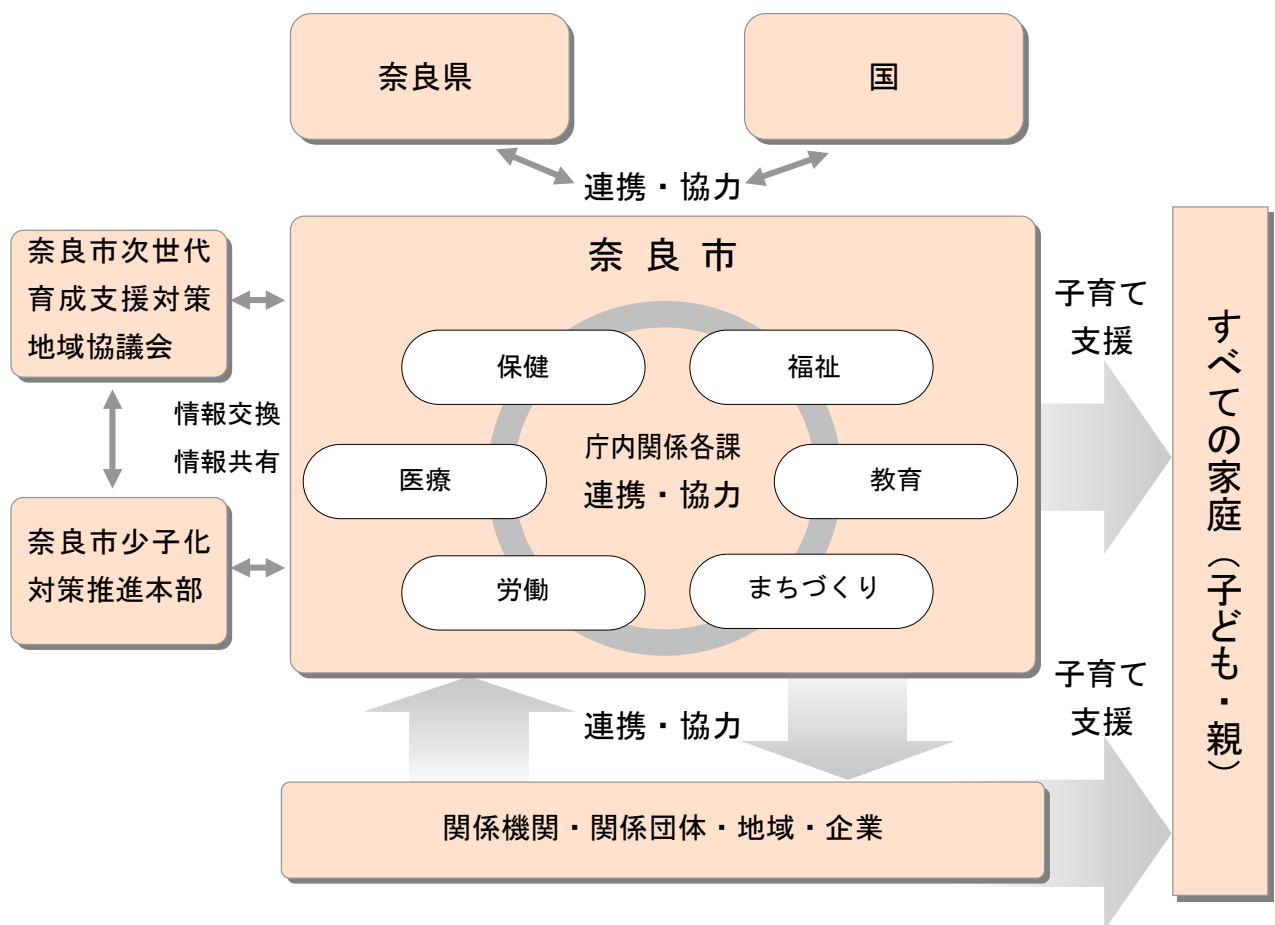
2 家庭・地域における取り組みや活動との連携

よりよい子育て環境づくりは、行政の取り組みだけでは実現できません。子どもや子育て家庭に対して個別に支援するとともに、さらに、家庭・地域が、積極的に家庭や地域の子育てに関する課題を解決していくことが求められています。

そこで、直接的な子育て支援の取り組みだけでなく、子どもの持つ本来の力、家庭が持つべき子育て力を回復するため、「子育て」「親育ち」という自立の視点のもと、子育てサークル、ボランティア、さらにNPOなどの関係機関・団体や個人の活動を支援し、連携しながら引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

3 市民および企業等への広報・啓発

社会全体で子育て支援に取り組むためには、市民や企業、関係団体および行政が協働して進める必要があります。中学生や高校生は、次代の親となるための段階に進み、市民や企業、関係団体等は、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担うことが、子育てや児童の健全育成を含む総合的な子育て支援へとつながります。しみんだよりやパンフレット、ホームページ等で情報提供し、子育てに関するイベントや講座等を利用するなど、より効果的・効率的に計画内容の広報・啓発に努めます。

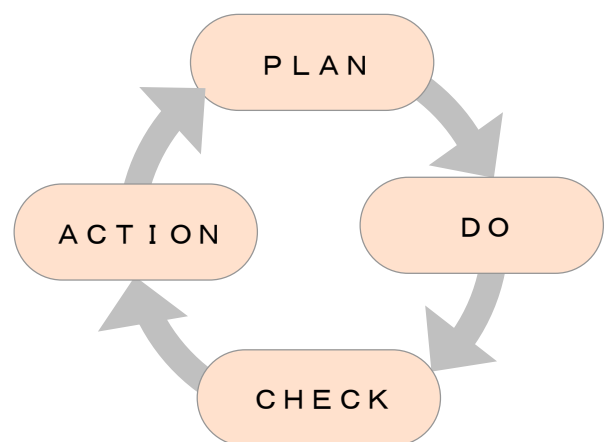


4 計画の進行管理（P D C A構築方法）

計画の適切な進行管理にあたり、施策の点検、評価を行い、各種施策の新たな課題を把握し、今後の施策運営に役立てます。

後期計画では、市民ニーズや社会情勢、国の動向に的確かつ柔軟に対応し、市民と行政が一体となってより効果のある計画推進に向け、奈良市次世代育成支援対策地域協議会と奈良市少子化対策推進本部において、「P D C Aサイクル」による継続的改善の考え方を基本に、各年度の事業の進捗管理をしながら施策の改善および向上へとつなげていきます。

また、計画の各年度の実施状況について市民への公表が義務づけられているため、しみんだよりやホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。



P=PLAN（プラン）（具体的な施策など）
 D=DO（ドゥ）（実行）
 C=CHECK（チェック）（点検・評価）
 A=ACTION（アクション）（見直し）

資料1 子どもや子育ての現状

1 少子高齢化の動向

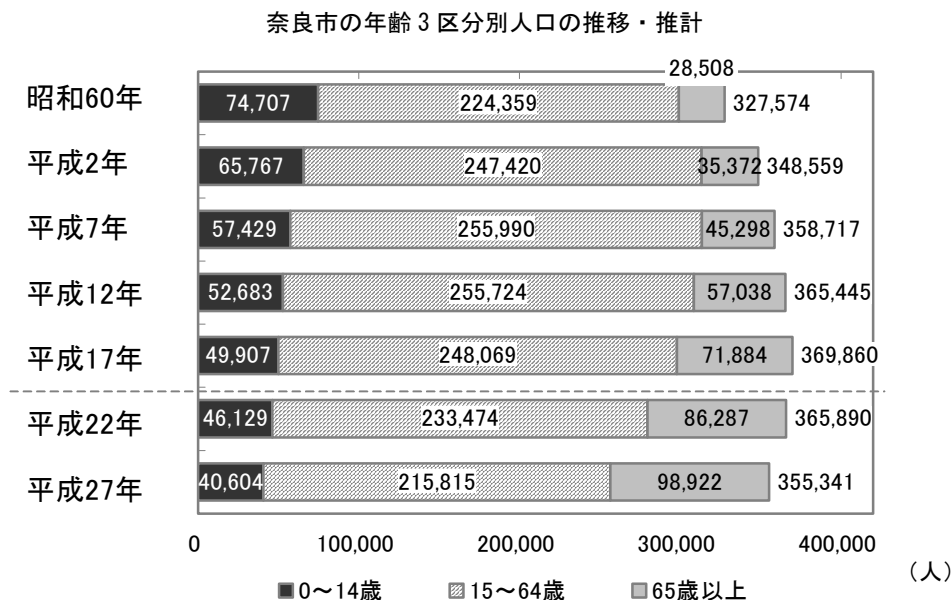
(1) 人口の推移

本市の総人口は、昭和60年から平成17年までは増加傾向にありましたが、今後の推移については、徐々に減少することが見込まれています。

年少人口(0~14歳)は、平成17年10月1日現在49,907人で、昭和60年以降連続して減少しています。

そして、平成27年の人口については、355,341人と推計され、今後も減少傾向で推移すると予想されます。

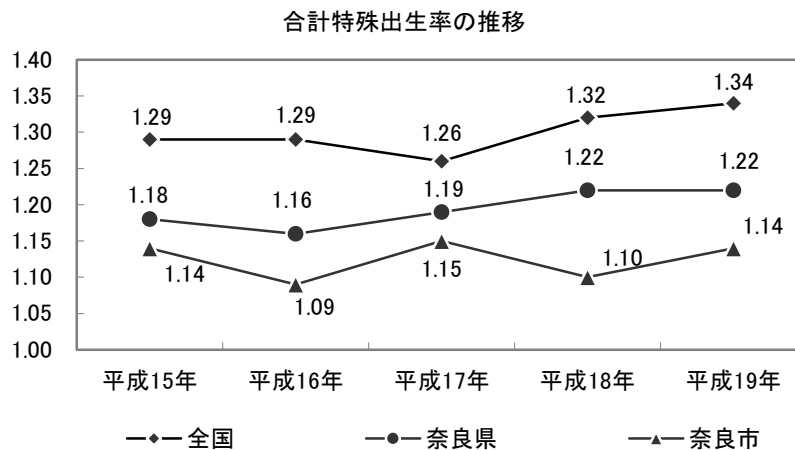
なお、平成22年以降の人口推計を行うにあたっては、住民基本台帳及び外国人登録者数による平成17年から平成21年10月1日現在の男女別年齢別人口のデータをもとに将来人口を推計しました。これは、コーホート要因法を用いた計算方法で、自然動態(出生、死亡)と社会動態(転入、転出)による人口変化を積み上げ、将来人口を推計するものです。



資料：国勢調査(昭和60年~平成17年)
 ※年齢不詳を除く
 ※平成22年以降は推計人口
 (コーホート要因法)

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、一貫して全国や奈良県を下回る水準で推移しています。全国は、平成 17 年に過去最低の 1.26 となりましたが、徐々に上昇し、平成 20 年には 1.37 となっています。奈良県は平成 18 年以降 1.22 で推移しています。本市は、近年、わずかな増減傾向を示していますが、平成 20 年に 1.12 となっています。

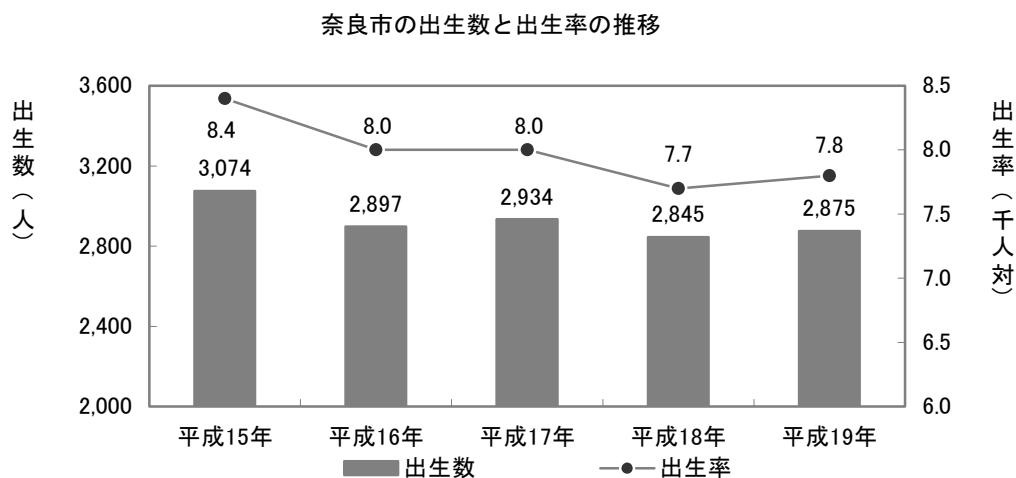


資料：奈良市保健所事業概況（平成 21 年度版）

(3) 出生数と出生率

本市の出生数は、平成 15 年の 3,074 人から平成 18 年の 2,845 人へと、減少傾向がみられますが、平成 19 年には 2,875 人と若干上昇しています。

出生率においても、同様に低下傾向がみられ、平成 19 年は人口千人あたり 7.8 人となっています（出生率とは、人口千人あたりの出生数のことです）。

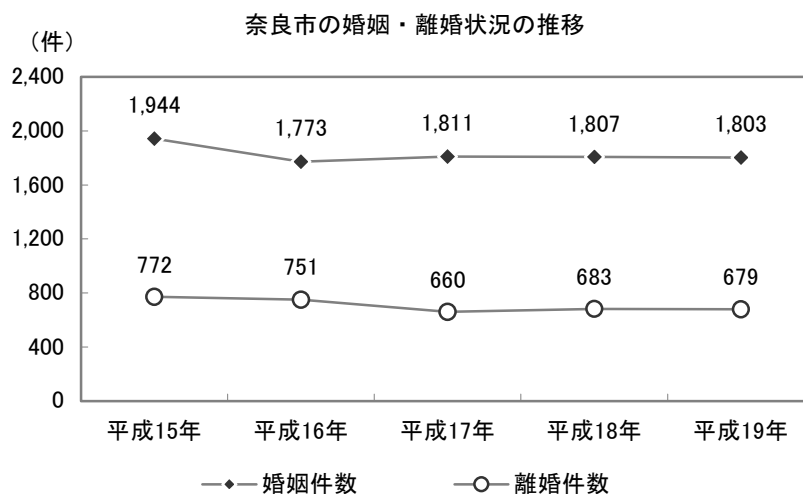


資料：奈良市保健所事業概況（平成 21 年度版）

(4) 婚姻・離婚状況

本市の婚姻件数は、平成15年以降に減少していますが、平成17年から平成19年までの3年間は1,800件程度で横ばいとなっています。一方、離婚件数においては、同様の傾向にあり、平成19年は679件となっています。

平均初婚年齢は、奈良県と比べると夫妻ともにほぼ同じ年齢で推移しており、晩婚化となっています。



資料：奈良市保健所事業概況（平成21年度版）

平均初婚年齢の推移

単位：歳

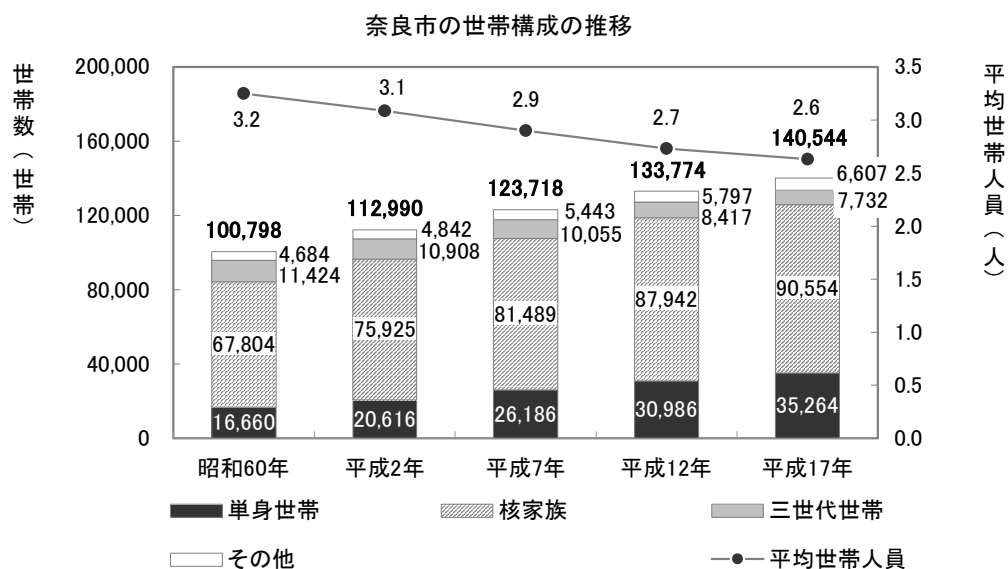
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
夫（奈良市）	29.2	29.7	29.6	30.1	30.4
妻（奈良市）	27.5	28.1	27.9	28.2	28.7
夫（奈良県）	29.3	29.5	29.7	29.7	30.1
妻（奈良県）	27.6	27.8	28.0	28.1	28.3
夫（全国）	29.4	29.6	29.8	30.0	30.1
妻（全国）	27.6	27.8	28.0	28.2	28.3

資料：奈良市保健所事業概況（平成17年度版～平成21年度版）

(5) 世帯構成

本市の世帯構成は、親と子からなる核家族の割合が平成17年まで増加し、単身世帯も同様に増加しています。

平均世帯人員は、昭和60年以降減少し、平成17年には2.6人となっています。



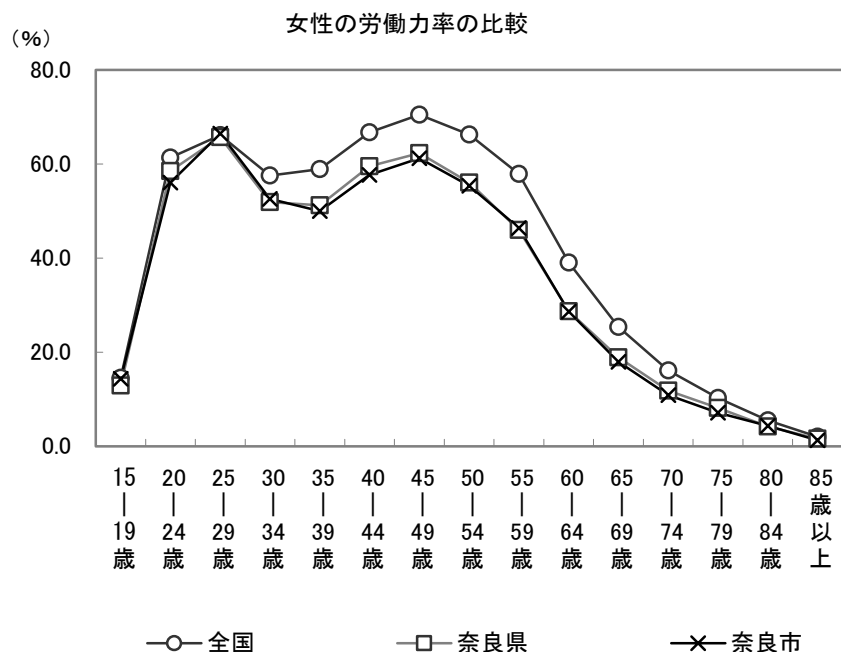
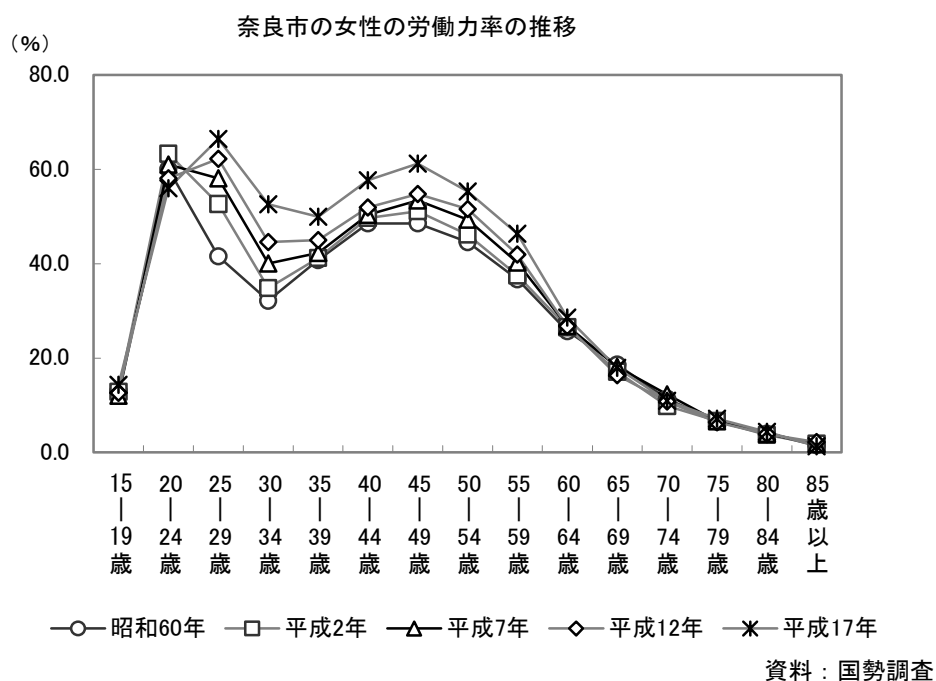
資料：国勢調査

2 子育てを取り巻く状況

(1) 女性の労働力率

本市の女性の労働力率は、20～24歳と45～49歳の二つの年齢層をピークとしたM字型のラインとなっています。出産、育児期にあたる30歳代にいったん仕事を離れ、子どもが就学期に入る40歳代前半から再び仕事に就くという状況が読みとれます。しかし、年々20歳代後半から30歳代前半の就業率が高くなり、女性の就業率の高まりがうかがえます。

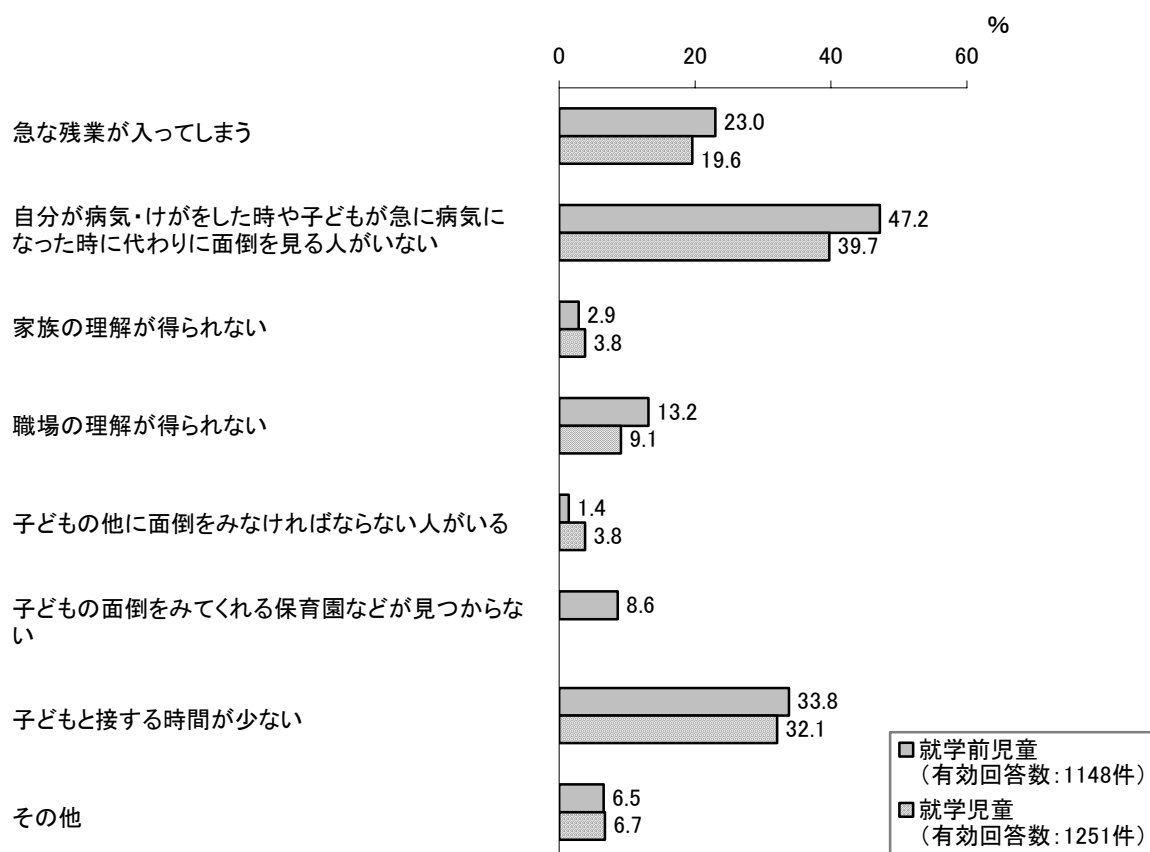
また、平成17年において、奈良県と比べると各年齢層ともほぼ同じ労働力率となっていますが、全国と比べると30歳代から60歳代まで大きく下回っています。



(2) ニーズ調査結果 (抜粋)

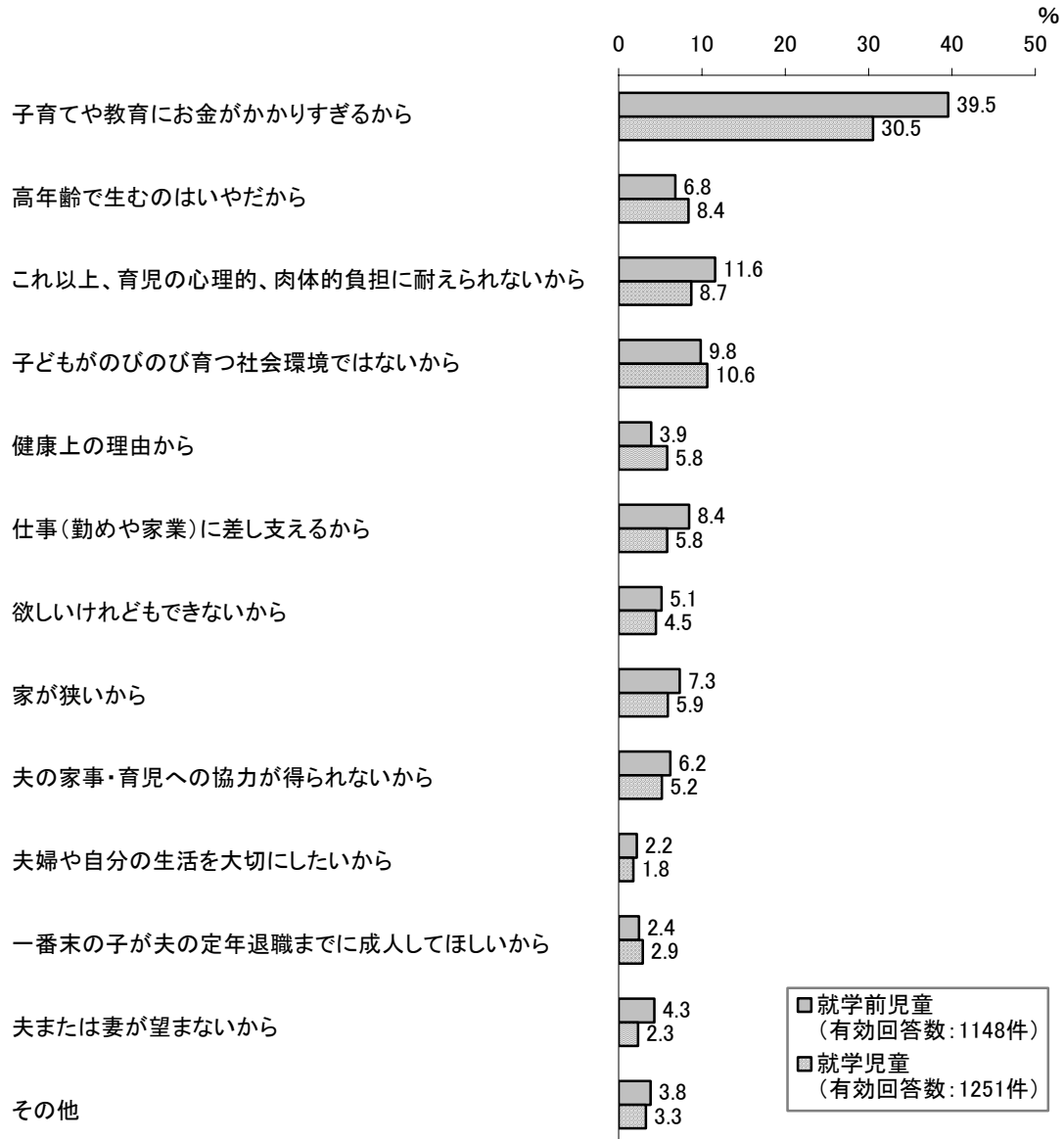
①仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること (複数回答)

就学前児童、就学児童ともに、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が約4割と最も高く、ついで「子どもと接する時間が少ない」が約3割となっています。



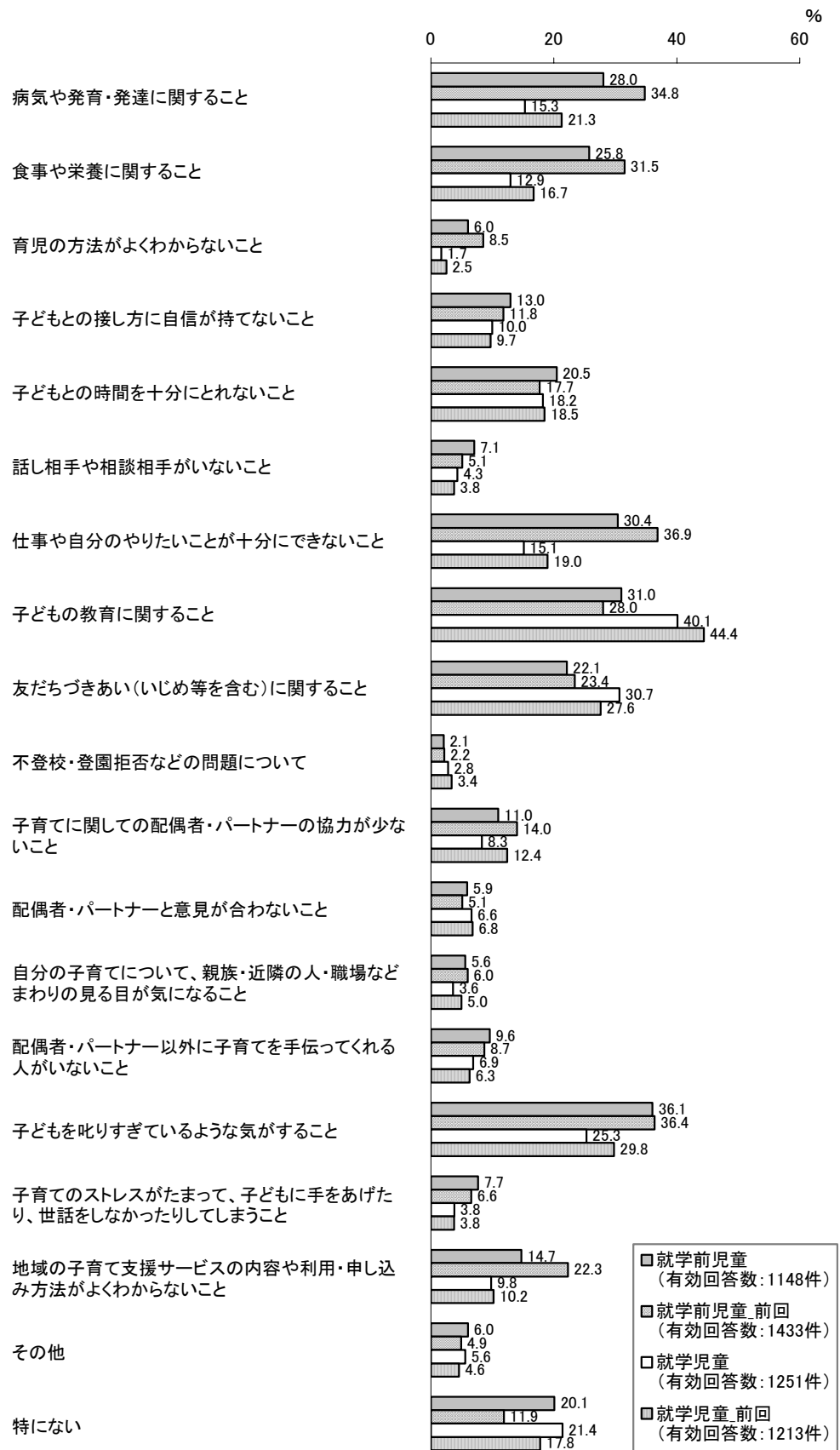
②理想の数の子どもを持たない（持てない）理由（複数回答）

就学前児童、就学児童ともに、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が3割以上と最も高くなっています。



③子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

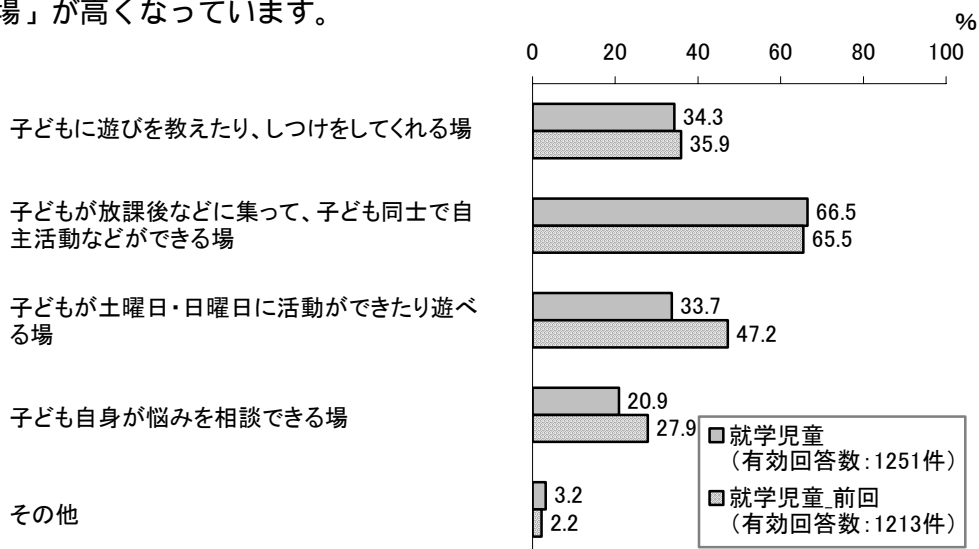
就学前児童において、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが36.1%、就学児童では、「子どもの教育に関すること」が40.1%と最も高くなっています。前回調査と比べると、就学前児童で、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」が下がっています。



④望ましい身近な地域の子ども同士が交流等を行うことのできる場（複数回答）

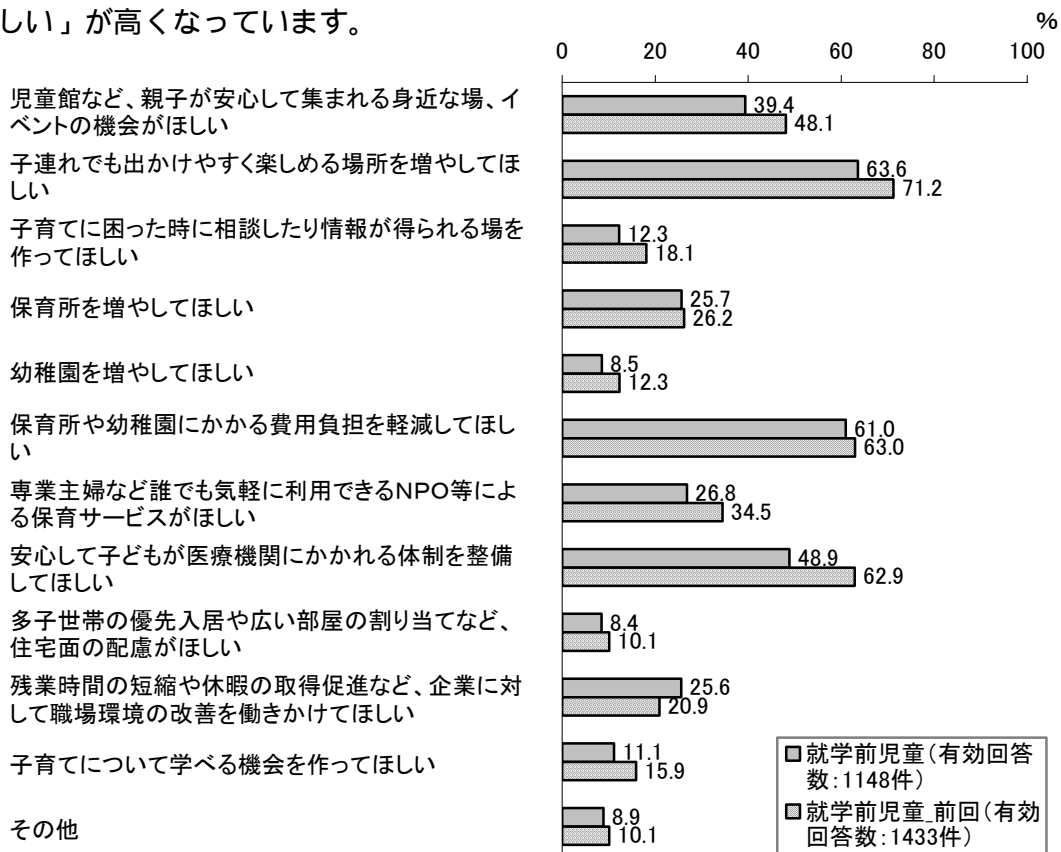
就学前児童、就学児童ともに、「子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動などができる場」が6割以上と最も高くなっています。

就学前児童と比べると、就学児童において、「子どもが土曜日・日曜日に活動ができたり遊べる場」が高くなっています。

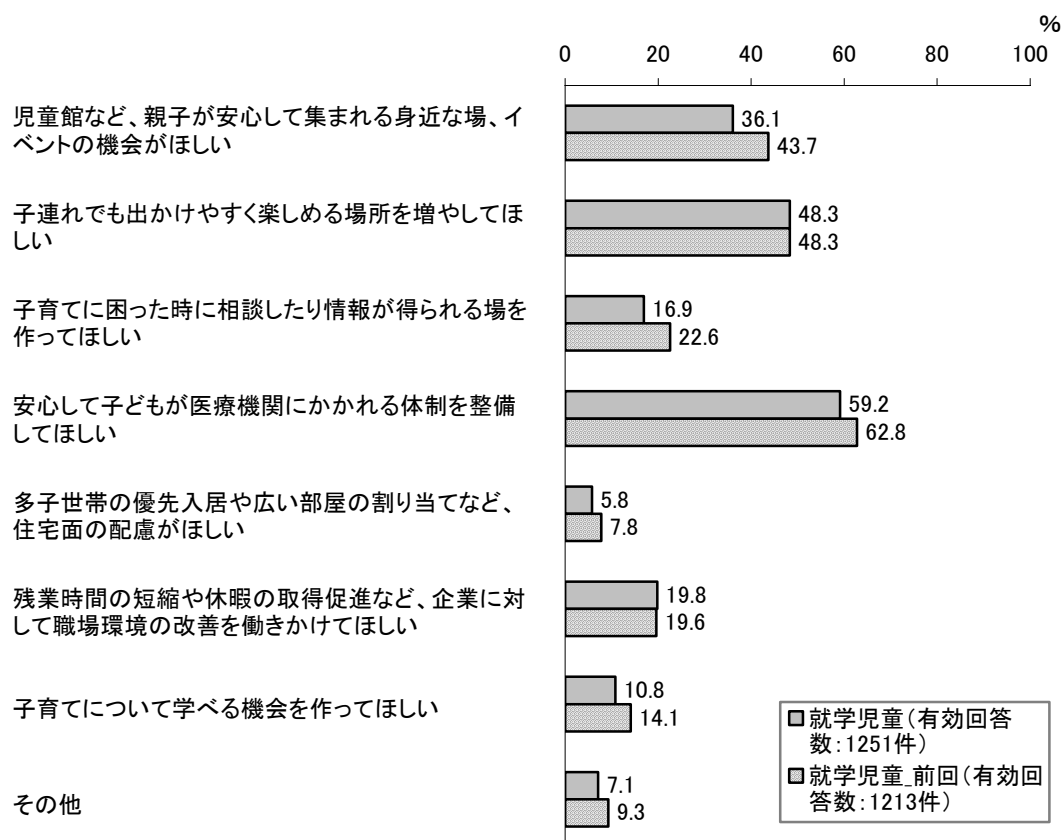


⑤充実してほしい子育て支援（複数回答）

就学前児童において、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」が6割以上と高くなっています。前回調査と比べると、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」が高くなっています。



就学児童においては、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が59.2%と最も高く、ついで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が48.3%となっています。前回調査と比べると、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」が下がっています。



資料2 計画策定に関する資料

1 奈良市少子化対策推進本部設置要領

(目的及び設置)

第1条 次代を担う子どもたちが健やかに育つ社会の実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、奈良市少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 少子化対策推進のための企画、連携及び調整に関すること。
- (2) 奈良市次世代育成支援行動計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に、その所掌事務の細部にわたる事項についての調査研究及び素案の作成を行わせるため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、保健福祉部理事をもって充てる。
- 4 副幹事長は、子育て課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する副幹事長がその職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(作業部会)

第8条 幹事会に、その所掌事務に関する作業を行わせるため、作業部会を置く。

2 作業部会の責任者は子育て課長をもって充て、部会員は幹事会の副幹事長及び幹事が所属する課の職員の中から、当該課の所属長が指名する者をもって充てる。

(関係者の出席等)

第9条 本部長及び幹事長は、議題により必要な本部員又は幹事のみを招集して会議を開き、また必要に応じ、本部員又は幹事以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 推進本部の庶務は、子育て課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年9月29日から施行する。

(奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領の廃止)

2 奈良市次世代育成支援対策の実施に関する計画庁内策定委員会設置要領(平成15年11月6日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成21年6月8日から施行する。

別表第1（第3条関係）

推進本部本部員

消防局長	保健福祉部理事
市長公室長	保健所長
市長公室理事	環境清美部長
企画部長	観光経済部長
総務部長	都市整備部長
市民生活部長	建設部長
市民活動部長	教育総務部長
保健福祉部長	学校教育部長

別表第2（第6条関係）

推進本部幹事会幹事

消防局総務課長	福祉医療課長
人事課長	保育課長
企画政策課長	保健予防課長
交通政策課長	健康増進課長
財政課長	まち美化推進課長
病院事業課長	商工労政課長
市民活動推進課長	公園緑地課長
生涯学習課長	道路維持課長
文化・スポーツ振興課長	住宅課長
人権施策課長	教育企画課長
男女共同参画課長	学校教育課長
福祉総務課長	学務課長
障がい福祉課長	青少年指導課長

2 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

【平成16年6月24日奈良市告示第338号】

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、奈良市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体・機関
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第3条 協議会に座長、及び副座長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子育て課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この告示は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3 地域協議会委員名簿

平成 21 年度奈良市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(50 音順)

役 職 名	氏 名
奈良市主任児童委員代表	上城戸 栄子
奈良商工会議所代表	内野 典英
奈良市保育会会長	大波 和彦
奈良市保育園保護者会連絡協議会代表	亀本 和也
M s ねっと代表	北島 真理
奈良女子大学理事・副学長	佐久間 春夫
奈良市民生児童委員協議会連合会代表	田遠 信明
弁護士	田中 幹夫
奈良市梅華会会長	中井 正子
奈良市医師会代表	廣岡 孝雄
奈良CAP代表（理事）	法貴 和子
奈良市PTA連合会会長	宮木 健一
奈良市自治連合会会長	山口 清和
奈良市立幼稚園長会会長	山村 悦子

4 計画策定の経過

日 時	会議名等	協議内容
平成 21 年 7 月 13 日	第 1 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化の現状等について グループ別討論
平成 21 年 8 月 25 日	第 2 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画策定趣旨について 施策別検証について 少子化対策推進 少子化要因実態調査について
平成 21 年 8 月 28 日	第 10 回地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画策定趣旨について 目標事業量の設定について
平成 21 年 9 月 25 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画策定趣旨について 施策別検証について 施策体系について 少子化対策推進 少子化要因実態調査について
平成 21 年 10 月 20 日	第 3 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画骨子（施策別方向性）について グループ別討論
平成 21 年 11 月 9 日	第 2 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画骨子（施策別方向性）について
平成 21 年 11 月 26 日	第 11 回地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画骨子（施策別方向性）について 少子化対策推進 少子化要因実態調査について
平成 21 年 12 月 22 日	第 4 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化要因実態調査（速報値）について グループ別討論
平成 22 年 1 月 18 日	第 1 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 計画素案について
平成 22 年 1 月 26 日	第 5 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化要因実態調査結果について グループ別討論
平成 22 年 2 月 16 日 ～3 月 15 日	パブリックコメント実施	
平成 22 年 2 月 26 日	第 6 回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策推進 少子化要因実態調査の結果報告から今後の対策について検討
平成 22 年 3 月 18 日	第 12 回地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 後期計画前回からの修正 パブコメ反映分の意見
平成 22 年 3 月 25 日	第 2 回本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援行動計画 後期計画の承認

5 後期行動計画に新たに取り入れた事業

事業名	担当課	事業内容	策定時実績	平成26年度目標
今後、実施予定（新規事業）				
1-1-②	駅前保育所の設置	保育課	待機児童解消に向けて、駅前保育所を設置します。	未実施 設置箇所数:5
1-3-③	養育支援訪問事業	子育て課	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行います。	未実施 実施を目指します。
4-1-①	中学校給食の実施	学務課	健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。	未実施 実施を目指します。
4-1-②	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては保健指導を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。	未実施 実施を目指します。
4-1-②	妊産婦・乳幼児健康相談事業	健康増進課	保健師・助産師を身近におき（西部出張所・新保健所）、乳児の成長や母乳育児などについての相談が気軽にできる体制を整えます。また各公民館を巡回し安心して子育てできる環境をつくります。	未実施 相談窓口の啓発を行い事業の充実を図ります。
計画策定以降に実施、もしくは前期計画未掲載				
1-1-①	女性の健康増進講座	男女共同参画課	家事、育児、仕事等により生じる女性の心身のストレスを解消し、健康増進を図るための講座を開催します。	開催回数:18回、参加者数:延べ540人 内容を充実させ継続して実施します。
1-1-②	認定こども園制度の導入	教育企画課 保育課 子育て課	多様化する保育ニーズへ対応するため、認定こども園制度を導入し、保護者負担の軽減と子どもの健全育成に努めるとともに、子育て相談に応じるなど地域の子育て支援の拠点とします。 <保育所型> 保育所において保護者の就労の有無に関わらず、施設の利用が可能となります。 <幼稚園型> 幼稚園において、預かり保育及び3歳児保育や専任教員による未就園児保育を実施します。	保育所型未実施 幼稚園型1園 計画している地域において協議し、早期の導入を図ります。
1-2-①	地域子育て支援拠点事業	子育て課	主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	設置箇所数 センター型:4 ひろば型:4 設置箇所数 センター型:9 ひろば型:8 児童館型:1
1-2-①	子育てスポット事業	子育て課	公共施設の空きスペースを利用して、月1～2回、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	設置箇所数:20 設置箇所数:40
1-2-②	就学援助	学務課	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に援助し、義務教育就学の達成を図ります。	小学校:1,931件 中学校:1,045件 今後も事業を継続し、認知度を高めます。
1-2-②	就園奨励費補助	学務課	家庭の所得状況に応じて、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園の保護者負担の格差の是正を図る。	公立幼稚園:88人 私立幼稚園:1,012人 今後も事業を継続します。

事業名		担当課	事業内容	策定時実績	平成 26 年度目標
1-3-②	短期入所	障がい福祉課	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	受入事業者数(県内): 20 箇所	継続します。
1-3-②	児童デイサービス	障がい福祉課	障がい児につき、知的障害児施設、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	事業所数(市内): 3 箇所	事業所数: 5 箇所
1-3-②	居宅介護	障がい福祉課	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。	61 人	継続して実施します。
1-3-②	行動援護	障がい福祉課	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。 対象児のことをよくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。	71 人	継続して実施します。
1-3-②	奈良市歯科診療	障がい福祉課	みどりの家歯診療所(総合福祉センター内)において、障がい児の歯科健診及び治療を行います。	平成 20 年度実績 治療 延べ 169 人 年 2 回の 健診 延べ 149 人	継続して実施します。
1-3-②	日中一時支援	障がい福祉課	障がい児につき、日中に活動する場所を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的に、社会適応訓練や入浴サービス及び給食サービスを行います。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	奈良市への登録事業所数:25 箇所	継続します。
1-3-②	移動支援	障がい福祉課	障がい児につき、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。	奈良市への登録事業所数: 105 箇所	継続します。
1-3-②	みどり園	障がい福祉課	総合福祉センターみどり園において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。	利用者見込み数: 130 人 保育士:5 名 (正職員 2 名 嘱託職員 2 名 臨時職員 1 名)で対応	継続します。
1-3-②	相談支援事業	障がい福祉課	障がい児が地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。	設置箇所数: (市内)8 箇所	継続します。
1-3-②	親子体操教室	障がい福祉課	奈良市障がい福祉センター体育館において障がい児と保護者が一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。	開催回数: 春 8 回 延べ 695 名 秋 10 回 冬 7 回	継続します。
1-3-②	(仮)療育センター検討庁内連絡会の開催	障がい福祉課	発達障害における保健・医療の充実を図るため、早期発見、早期療育体制を確立し、障がいの発見時点から保育、就学、教育、就職にいたるまでのライフステージごとに対応できる療育ネットワークの構築が必要です。療育センターのあるべき姿について、保健・医療・教育等の関係各課による検討の場を設けます。	未設置	会議を開催

事業名	担当課	事業内容	策定時実績	平成 26 年度目標
1-3-② 長期療養児支援	健康増進課	障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れることや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。	支援対象者: 33 人 支援回数: 延べ 215 回	障がい児と保護者のニーズ、地域の現状に応じた支援をします。
2-1-② 私立幼稚園運営費補助金	教育総務課	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上と園児にかかる経済的負担の軽減を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。	市内 14 園に補助	市内私立幼稚園に補助
2-1-② 放課後子ども教室推進事業	生涯学習課	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。	17 小学校区	全 48 小学校区での実施を目指します。
2-1-② 小学校での 30 人学級導入	学務課	30 人数学級の実施で、よりきめ細かい指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。	効果・課題の検証に基づき、全小学校 1,2,3 年生に拡充するための準備を進めます。	小学校全学年において 30 人学級編成を実施
2-1-② 児童館事業の充実	保育課	身近な子育て支援の拠点施設として市民参画のもとに、より開かれた児童館を目指します。	公設 4 箇所 民設 1 箇所	事業内容を見直し、より地域に身近な子育て支援の拠点施設として機能します。
2-2-③ 市民スポーツのつどい・スポーツ体験フェスティバルの開催	文化・スポーツ振興課	「体育の日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。	「体育の日」の前日、年 1 回 参加者数: 1,950 人	「体育の日」の前日、年 1 回 参加者数: 2,500 人
2-2-③ スポーツ少年団の育成	文化・スポーツ振興課	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。	大会数: 4 回 登録団体: 90 団	大会数: 4 回 登録団体: 100 団
2-2-③ 子どもを対象とした文化事業の実施	文化・スポーツ振興課	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。	55 件 参加人数: 405,000 人	55 件 参加人数: 450,000 人
2-2-③ アウトリーチ活動の実施	文化・スポーツ振興課	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。	19 件 参加人数: 2,800 人	19 件 参加人数: 3,500 人
3-1-① 子育て支援アドバイザー事業	子育て課	地域の子育て経験豊かな市民を子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所に派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。	派遣回数: 260	派遣回数: 400
4-1-① 5 か月児離乳食教室 (ばくばく教室)	健康増進課	生後 5 か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。	実施回数: 24 回 参加者数: 658 人	離乳食をはじめとした子育ての相談窓口の啓発を充実します。
4-1-① 10 か月児むし歯予防・育児教室 (きらきら教室)	健康増進課	生後 10 か月児を持つ保護者にむし歯予防の知識と歯の手入れの実習、10 か月～1 歳前半の子どものこころとからだの発達、遊びや事故予防・生活リズムの大切さについての知識提供を行います。集まる場の設定により、養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。	実施回数: 24 回 参加者数: 672 人	むし歯罹患率の減少・乳幼児期からの生活習慣の確立を目指します。
4-1-① 乳幼児の生活リズム事業	健康増進課	乳幼児の生活リズム確立のために、幼児健診、教室等で食事・睡眠・遊びについての知識の啓発を行います。	継続して実施します。	継続して実施します。

事業名	担当課	事業内容	策定時実績	平成 26 年度目標
4-1-① 食育の啓発および健康教育	健康増進課	食育に関する一般啓発や、妊娠届出・幼児健診を通じた妊婦や子育て世代への情報提供、地域のサークル等での健康教育を行います。	健康教育実施回数: 10 回	継続して実施します。

※ 「後期行動計画に新たに取り入れた事業」に掲載している事業は、中間まとめ時点で把握できた情報により予定しているもののため、本計画策定時（平成 22 年 3 月）までに、国、県等の制度により実施するものについて、政策の確定や変更等があった場合、掲載内容に変更が生じる場合があります。

6 後期行動計画に移行しなかった事業

事業名	担当課	事業内容	移行しない理由
代替事業を実施			
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ学習会	男女共同参画課	妊娠、出産に関わる女性の生命の安全や健康を重視し、不妊蔑視に見る文化上の差別、更年期とそれに伴う肉体的心理的变化等について正しい知識を身につけるために、学習会を実施します。	「女性の健康増進講座」を開催
食を通じた健康づくり教室	健康増進課	奈良市栄養士研究会の講師を招き、市立幼稚園年長児とその保護者を対象に、野菜を十分に摂取するなど、栄養バランスを考えた食生活の重要性を啓発するための教室を開催します。	「食育の啓発および健康教育」を実施
食育推進ネットワーク会議	健康増進課	奈良市 21 健康づくり「乳幼児の生活習慣領域」「栄養・食生活領域」の効果的な推進を図るため、奈良市における食育推進ネットワークの充実を図ります。	「食育の啓発および健康教育」を実施
他の事業と統合			
地域子育て支援センター事業	子育て課	主として乳幼児（0～3 歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。また、関係機関と連携しながら、地域に出向いて地域支援活動を行います。	地域子育て支援拠点事業として統合
つどいの広場事業	子育て課	主として乳幼児（0～3 歳）と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを実施します。	地域子育て支援拠点事業として統合
廃止			
家庭教育講演会・講座の開催	生涯学習課	思春期の子どもの保護者を対象に子育てサークルを開催し、互いの悩みなどを相談できる仲間づくりを目指します。	事業の見直しにより廃止
母子家庭常用雇用転換奨励金事業	子育て課	母子家庭の生活の安定を図るため、非常勤等で雇用された母子家庭の母に、必要な研修および訓練を実施した後、常用雇用した事業主に対し、奨励金を交付することにより、当該母の常用雇用への転換を促進します。	国で実施する形態に変更
親子ふれあい広場の開催	生涯学習課	夏休みの一日、親子で映画を鑑賞し、親子のふれあいと会話の場を提供することにより、家庭教育の充実を図ります。	事業の見直しにより廃止（同様の事業を公民館で実施）
7～8 か月児乳児健康相談	健康増進課	生後7～8 か月の乳児を対象に、保健師が身体発達・運動発達・栄養状態の確認を行い、適切な指導を行うことにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。	5 か月児離乳食教室、10 か月児むし歯予防・育児教室で対応
小児医療の充実	健康増進課	4 か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。	4 か月健康診査実施時に指導。項目としては削除

※ 「後期行動計画に移行しなかった事業」に掲載している事業は、中間まとめ時点で把握できた情報により予定しているもののため、本計画策定時（平成 22 年 3 月）までに、国、県等制度により実施するものについて、政策の確定や変更等があった場合、掲載内容に変更が生じる場合があります。

奈良市次世代育成支援行動計画《 後期 》

発行日 平成22年3月

発行 奈良市

編集 奈良市 保健福祉部 子育て課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-5042

FAX 0742-34-4796
